



NihonRoshinkyō

# DISCLOSURE

## 2024



*Next Relation*



一般社団法人

日本労信協



# 日本労信協の理念

---

私たちは、働く人への融資が円滑に進むよう  
力を尽くす信用保証機関です。

私たちは、公益性に根ざした信用保証事業を行い、  
働く人とその家族が安心して生活できる  
共生社会の実現に寄与します。

私たちは、事業目的達成のため、  
役職員の自己研鑽と相互啓発に努めます。

制定：2010.3.3 第37回通常総会

## シンボルマークとコーポレートカラー（制定：1983.9.30 第21回理事会）



### 〔シンボルマーク〕

“人と人との交わり”をかたどったデザインは、日本労信協と労働金庫、および勤労者のみなさまが固く結びあって、ともに歩んでいく『協同』の想いを表しています。また、“花”をモチーフにした丸味のあるシルエットにより、あたたかさ、親しみやすさを表現しました。

### 〔コーポレートカラー〕

安らぎとさわやかさを感じさせる明るいグリーンが、安心な社会を目指す日本労信協の事業内容や活動姿勢を伝えます。

シンボルマークとコーポレートカラーは、地域の労働者(勤労者)信用基金協会においても統一的に使用されており、「勤労者のための信用保証事業団体」としての団結を示す役割も果たしています。

# CONTENTS

ごあいさつ	2
概要／設立と役割	3
事業の仕組み	4
保証制度の概要	6
日本労信協における SDGs に関する取組み	7
2023 年度決算報告	8
第 8 期中期経営計画総括	9
2023 年度事業報告	11
第 9 期中期経営計画の概要	16
2024 年度事業計画	19
経営管理体制	24
内部管理態勢	25
トピックス	31
資料編	33
1. 財務データ	34
2. 統計データ	41
3. コーポレートデータ	47

## 表紙のイラスト

『Next Relation』というテーマから「関係」「繋がり」をキーワードに人と人との繋がりを繋がったイラストで表現しました。

白いベースを生かし、爽やかなイメージでタイトルやイラストを引き立たせました。



## ごあいさつ



平素より、皆様方には格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本労信協は1980年の設立以来、勤労者が健康で文化的な生活を営むために必要な資金を労働金庫からお借り入れになる際、日本労信協がその保証人となることで、勤労者への融資が円滑に進むことを役割としてまいりました。

2023年度は世界的な資源高と円安による急激な物価上昇に賃金の引き上げが追いつかず実質賃金の減少が続き、勤労者の生活に大きな影響を及ぼした1年となりましたが、勤労者の生活を支援する労働金庫の着実な取組みのおかげにより、保証債務残高は14兆75百億円となりました。これもひとえに、ご利用いただいている勤労者の方々と労働金庫をはじめとする社員の皆様のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

勤労者を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少等の社会構造の変化に加え、デジタルシフトの加速により大きく変化しております。このような状況下、日本労信協は労働金庫を通じて勤労者の

ニーズに寄り添うことで、「勤労者から必要とされる存在であること」が重要であると考えています。

2024年度は4月から新たに「Next Relation」をシンボルフレーズとして、「第9期中期経営計画」をスタートさせました。

第9期中期経営計画では、「信用保証事業を通じた勤労者福祉の向上」「系統保証機関としての役割発揮」「基盤となる職場環境の整備」を事業の柱とし、「お客さま」「労働金庫」「職員」と持続的な繋がりをさらに深め、人的資本経営を通じて未来志向の利便性の向上を目指し、適切な事業運営に必要な人材を継続的に輩出する仕組みを構築のうえ、人材を基軸として保証制度の改善に取り組み、勤労者と労働金庫に貢献できるよう取組みを進めてまいります。

具体的には、お客様の利便性を向上させるためのWeb完結型保証審査やAIを利用した保証審査の改善や、商品の競争力を維持・向上させるための保証条件等の見直しを進めるとともに、勤労者を取り巻く環境の変化を見据えた融資関連施策を労働金庫と協議し、実行に移していきます。また、「安心感」「仕事のやりがい」「職員の多様性の包摂」を実現するための職場環境の整備に継続して取り組んでいきます。

本年も皆様に日本労信協の業務内容や事業活動、および決算・業務推移などをご紹介するための「Nihon Roshinkyo Disclosure 2024」を作成いたしました。この冊子により皆様の日本労信協に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

2024年7月

理事長 いさご 砂金良昭



## 概要

名称	一般社団法人 日本労働者信用基金協会（日本労信協）
所在地	〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番14号 後楽森ビル
理事長	砂金 良昭（いさご よしあき）
設立年月日	1980年6月27日 *設立許可年月日 1980年8月25日 *一般社団法人移行認可年月日 2012年3月27日
準拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法人法）
基本財産	1,311億円
社員	13労働金庫・5労（勤）信協・労働金庫連合会
保証債務残高	14兆7,515億円（補助金付事業の実績を除く）
役員員数	191名（含む嘱託・派遣職員）

2024年6月28日現在

※基本財産・保証債務残高は2024年3月31日現在



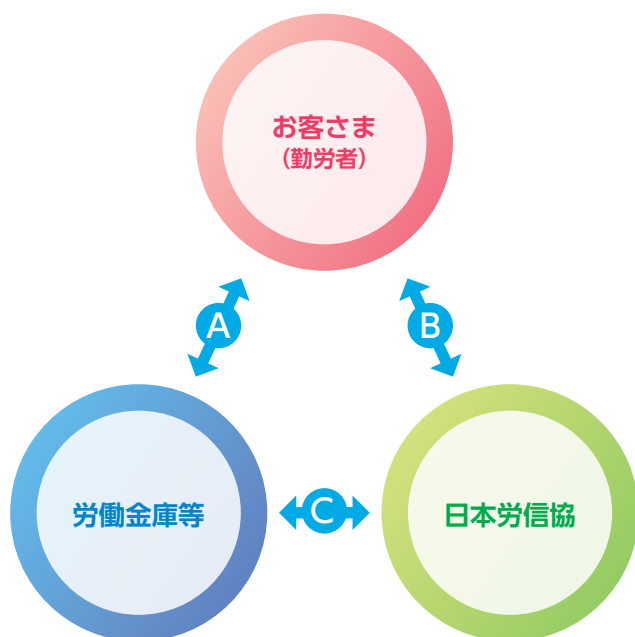
## 設立と役割

日本労信協は、1980年6月に全国の労働金庫や都道府県労（勤）信協等の出捐を得て旧民法第34条に基づく公益法人として設立された信用保証機関です。その後、公益法人制度改革に伴い、2012年4月に一般社団法人へ移行しました。

「公益性に根ざした信用保証事業を行い、働く人とその家族が安心して生活できる共生社会の実現に寄与する」という理念に基づき、日本労信協は、お客さまが労働金庫等から健康で文化的な生活を営むために必要な資金をお借り入れになる際に、お客さまの保証人となり、お客さまへの融資が円滑に進むよう力を尽くしています。

勤労者を取り巻く環境は絶えず変化しており、また、勤労者の金融ニーズも多様化しています。日本労信協は、こうした動きに機敏に対応し、信用保証事業を通じて勤労者の福祉向上に努めています。

## 融資契約と保証



### A 融資契約 (お客様⇔労働金庫等)

お客様は、労働金庫等に融資のお申込みをします。労働金庫等は審査のうえ、お客様と融資契約を結びます。

### B 保証委託契約 (お客様⇔日本労信協)

お客様は、融資のお申込みと同時に労働金庫等を通じ、日本労信協へ保証のお申込みをします。

日本労信協は保証引受審査を行い、A融資契約と同時に、保証委託契約を結びます。

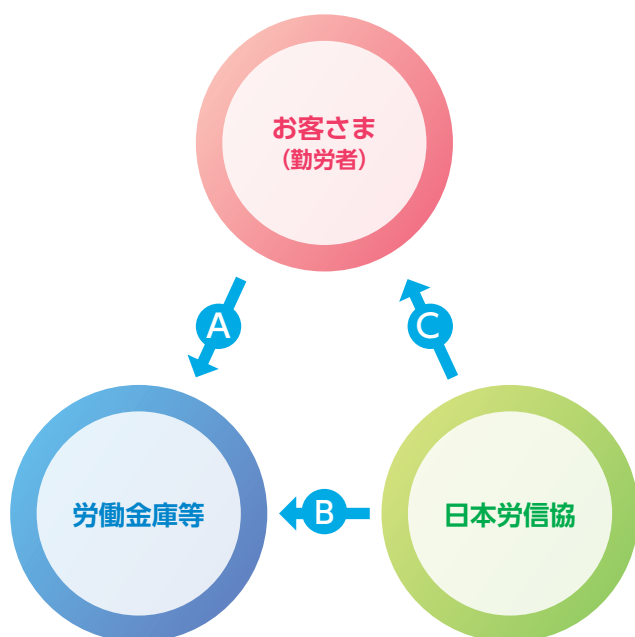
保証委託の内容や保証料の負担義務ならびに求償権の行使については、「保証委託約款」で約定しています。

### C 保証契約 (労働金庫等⇔日本労信協)

労働金庫等と日本労信協との間の保証契約は、A融資契約およびB保証委託契約の成立をもって発効します。

なお、労働金庫等と日本労信協は、包括的な「保証約定書」を取り交わしています。

## 代位弁済と求償権



### A 返済不履行 (お客様⇒労働金庫等)

### B 代位弁済 (日本労信協⇒労働金庫等)

お客様が返済不履行となった場合、日本労信協は、労働金庫等の請求により、お客様に代わって融資残金を労働金庫等へ支払います。

### C 求償権行使 (日本労信協⇒お客様)

B代位弁済によって日本労信協がお客様に対する債権(求償権)を取得するため、お客様は日本労信協に対してご返済いただくことになります。

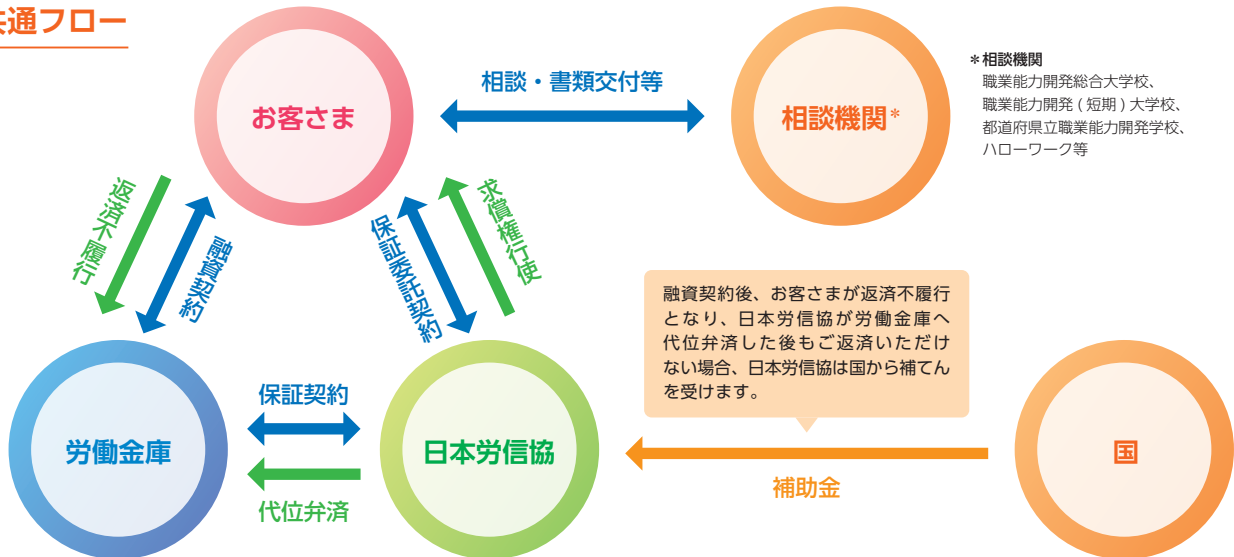


## 国（厚生労働省）との提携事業

日本労信協では、「就職安定資金融資制度<sup>\*</sup>」に係る保証をはじめとし、求職者の就職支援等を目的とした、国（厚生労働省）との提携事業を行っています。

<sup>\*</sup> 2008年12月から実施された国の緊急雇用対策の一つで、住居を失った勤労意欲のある勤労者を広く支援する制度です。ただし、本制度は、解雇・雇止め減少、代替制度の整備等により、2010年9月末をもって新規取扱を終了しています。

### 共通フロー



### 技能者育成資金融資制度

独立行政法人雇用・能力開発機構が取り扱っていた「技能者育成資金制度」（2010年度末廃止）の代替制度として2011年5月から実施されている制度です。

経済的な理由により、公共職業能力開発施設等の行う職業訓練を受けることが困難な訓練生で、厚生労働省制定の要領に定める資格要件を充たす方を融資の対象としています。

### 求職者支援資金融資制度

「訓練・生活支援資金融資制度」の後継事業として、2011年10月から実施されている制度です。

国の求職者支援制度による「職業訓練受講給付金」の支給対象となるお客さまで、本給付金では訓練期間中の生活費が不足する方等を融資の対象としています。

### 【国との提携事業に係る保証実績】

年度	件数 (件)	金額 (千円)	保証債務残高に占める割合 [金額ベース] (%)	制度別実施期間				
				就職安定	訓練・生活支援	技能者育成	求職者支援	教育訓練・受講者支援
2008	5,877	2,668,354	0.032	2008.12~				
2009	16,067	8,792,484	0.100		2009.8~			
2010	34,563	9,187,932	0.087					
2011	42,864	9,987,953	0.092	2010.9 制度終了	2011.9 制度終了	2011.5~	2011.10~	
2012	32,566	6,876,830	0.063					
2013	23,646	5,315,495	0.048					
2014	17,798	4,353,425	0.039					2014.10~
2015	10,808	3,639,365	0.033					
2016	7,104	3,327,213	0.029					
2017	6,224	3,063,095	0.026					
2018	5,512	2,766,789	0.022					
2019	4,510	2,471,663	0.018					
2020	3,884	2,143,859	0.015					2019.6 制度終了
2021	3,613	1,902,084	0.013					
2022	3,422	1,737,105	0.012					
2023	3,167	1,596,416	0.010					

(表示桁数未満は切捨)

# 保証制度の概要

◎資金使途は、健康で文化的な生活を営むために必要な資金（生活資金・住宅資金）としています。

◎勤労者のライフプランに合わせた様々な保証制度を用意しています。

日本労信協の保証制度は以下のとおりです。

2024年4月現在

保証制度			組織区分 <sup>※1</sup>	保証限度額 (最高額)	保証期間 (最長)	保証料率		
						一括払	毎月払	
無担保	無担保一般	証書貸付・手形貸付	組織	1,000万円 (教育資金・住宅資金を含む場合は2,000万円)	10年 (教育資金は20年、住宅資金は25年)	年0.70%		
			未組織			年1.20%		
			生協			—	年0.98%	
		保険付 証書貸付	組織			—	年0.88%	
			未組織			—	年1.38%	
			生協			—	年1.16%	
	無担保変動 <sup>※2</sup>	証書貸付	組織	2,000万円	25年	—	信用リスク率 +年0.16%	
			未組織			—	—	
			生協			—	—	
	無担保新保証	証書貸付	組織	1,000万円	25年	—	年2.00%	
			未組織					300万円
		カードローン	生協	—	—			
	マイプラン	カードローン	組織	500万円	契約日より 1年ごとの更新	—	年0.80%	
			未組織	300万円		—	年1.20%	
			生協	500万円		—	年0.98%	
	目的別カードローン	カードローン	組織	500万円	契約日より 1～3年ごとの更新	—	年0.70%	
未組織			—			年1.20%		
生協			—			年0.98%		
教育ローン (カード型)	カードローン	組織	2,000万円	20年 (貸越利用は最長7年)	—	年0.70%		
		未組織			—	年1.20%		
		生協			—	年0.98%		
有担保	有担保一般	証書貸付・手形貸付	組織	1億円	40年	年0.08% または 年0.16%	年0.10% または 年0.19%	
			未組織			階層別保証料 <sup>※3</sup>		
			生協			階層別保証料 <sup>※3</sup>		
	根抵当ローン	カード	カードローン	組織	1億円	契約日より 5年ごとの更新 (個別貸付は40年)	年0.08%	年0.10%
				未組織			階層別保証料 <sup>※3</sup>	
				生協			—	年0.25%
	有担保変動 <sup>※2</sup>	証書貸付	証書貸付	組織 (未組織・生協)	1億円	40年	—	信用リスク率 +年0.06%
				生協			—	—
	リバースモーゲージローン	証書貸付・カードローン	カードローン	組織	8,000万円	被保証人が お亡くなりになるまで	—	年0.55% または 年0.96%
				未組織			—	
生協				—			—	

○上記保証限度額は、常用労働者かつ本人年収が150万円以上の勤労者を対象としています（雇用形態・本人年収によって異なります）。

○無担保保証制度全体（証書貸付・手形貸付・カードローン）の保証限度額は2,000万円（ただし、教育資金・住宅資金を含む場合）、有担保保証制度全体（証書貸付・手形貸付・カードローン）の保証限度額は1億円としています。

○負債整理資金融資制度の保証限度額は、無担保貸付1,000万円（未組織は500万円）、有担保貸付5,000万円、やむを得ず無担保貸付と有担保貸付を併用する場合は総額で5,000万円としています。

○このほか、国（厚生労働省）との提携事業（※P5参照）やNPO等非営利法人事業融資に対する保証も取り扱っています。

○取り扱うローンの種類や保証限度額については、労働金庫により異なる場合があります。

※1 「組織」…労働金庫法第11条に規定する会員のうち、労働組合等の組合員またはこれに準ずる方。

「未組織」…「組織」「生協」以外の方。

「生協」…労働金庫法第11条に規定する会員のうち、消費生活協同組合の組合員またはこれに準ずる方。

※2 無担保変動保証料制度および有担保変動保証料制度は、変動保証料制度を導入している労働金庫により、保証料率が異なります。

※3 有担保一般保証制度および根抵当ローン保証制度を利用する「未組織」の方については、お客さまの信用力に応じて、階層別に保証料率を適用しています。



日本労信協は、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、労働金庫業態の“金融包摂”の取組みを系統保証機関として支援、推進してまいります。



テーマと主な取組み事例	関連するSDGs
<p><b>■ 各種ローンの信用保証を通じて働く人の豊かな暮らしづくりを支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育機会の拡充への貢献                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育ローン、教育ローン（カード型）、求職者支援資金融資制度</li> </ul> </li> <li>● 健康、福祉の増進への貢献                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉ローン、福祉教育ローン、福祉マイカーローン、妊活サポートローン</li> </ul> </li> <li>● 暮らしの安全への貢献                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカーローン、住宅ローン、カードローン</li> </ul> </li> <li>● 災害復旧への貢献                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救援ローン、災害救援住宅ローン</li> </ul> </li> <li>● 地球環境への貢献                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコカー、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）住宅購入への融資</li> </ul> </li> </ul>	
<p><b>■ 誰もが安心して働き暮らせる社会の実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 働く人の様々な生活資金ニーズへの対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人、非正規労働者の生活を守るローン制度の取扱い</li> <li>・LGBT等の同性パートナーへの対応</li> <li>・生活困窮者・子ども支援などの社会課題に取り組むNPOへの支援・融資</li> </ul> </li> </ul>	
<p><b>■ 当協会内で実施している取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 働きやすい職場環境の整備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休職の充実</li> <li>・ボランティア休暇制度の導入</li> </ul> </li> <li>● 地球環境の保全                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペーパーレス会議、電子稟議によるペーパーレス化の推進</li> <li>・クールビズの実施、名刺に再生紙の使用</li> </ul> </li> </ul>	

1. 概要

2. 設立と役割

3. 事業の仕組み

4. 保証制度の概要

5. 日本労信協によるSDGsの取組みの概要

6. 2023年度決算報告

7. 第8期中期経営計画総括

8. 2023年度事業報告

9. 第9期中期経営計画の概要

10. 2024年度事業計画

11. 経営管理体制

12. 内部管理体制

13. トピックス

14. 資料編

## 経常増減の部

1

経常収益は 275 億 29 百万円となり、前年度より 5 億 91 百万円増加しました。増加の主な要因は、保証料が 4 億 32 百万円、受取損害金が 1 億 50 百万円増加したことにあります。

経常費用は 174 億 59 百万円となり、前年度より 7 億 23 百万円増加しました。増加の主な要因は、代位弁済の増加により求償権残高が増加し貸倒引当金繰入額が 22 億 28 百万円増加したことにあります。

当期経常増減額は 100 億 69 百万円となり、前年度より 1 億 31 百万円減少しました。

## 経常外増減の部

2

有担保の累積代弁率および貸倒実績率の低下により債務保証損失引当金が減少したため、戻入益 16 億 49 百万円が発生し、当期経常外増減額は 16 億 49 百万円となりました。

## 当期一般正味財産増減額

3

当期一般正味財産増減額は 117 億 19 百万円となり、前年度より 1 億 68 百万円増加しました。



第8期中期経営計画は、2030年に向けてSDGsや労働金庫業態が目指す“金融包摂”への取組みに対し、系統保証機関としてこれまで以上に役割発揮していくため、2021年5月から稼働を開始した新基幹システムを軸に新たな事業環境の基盤を構築していくとともに、「柔軟」「スピード」「チャレンジ」をキーワードに変化する事業環境に対応すべく諸課題に取り組みました。

## 基本戦略1 | 信用保証事業を通じた共生社会の実現

「信用保証事業を通じた共生社会の実現」に向け、保証業務担当各級会議や金庫訪問、労働金庫協会・連合会の諸会議等を通じて勤労者ニーズの把握に努め、勤労者の多様化するライフスタイルにあわせた住宅ローンの最終弁済時年齢の引き上げの検討を進め、団体信用生命保険年齢の引き上げと時期をあわせて保証制度を変更することとしました。

勤労者の新たな融資申込チャネルとして2018年10月より開始したマイプランのWeb完結型保証審査システム(RANSシステム)の利用拡大を図るとともに、2021年9月より新たに無担保保証書貸付の取扱いを開始しました(2024年3月現在:マイプラン9金庫、無担保保証書貸付7金庫導入)。加えて、迅速にお客さまに審査結果を回答することを目的に2023年4月からAI保証審査モデル(AIが算出した承認確率をもとに自動承認する機能)を用いたWeb完結型保証審査を開始しました。

近年各地で発生する自然災害や新型コロナウイルス感染症により影響を受けたお客さまに対して、労働金庫協会・連合会と連携して災害救援ローンの保証制度や自然災害ガイドライン等を通じて対応するとともに、お客さまの現況を丁寧に聴き取り、経済的再生に向け柔軟に対応しました。

## 基本戦略2 | 業態の系統保証機関としての更なる役割発揮

「業態の系統保証機関としての更なる役割発揮」として、労働金庫の事務堅確化・効率化と融資利用拡大のため、Web完結型保証審査についてシステムの機能改善に取組み、無担保保証書貸付の取扱い開始にあわせて、年収確認書類等のアップロード機能の構築や保証審査の運用方法の改善を行いました。Web完結型保証審査システムは労働金庫のキャンペーン金利の設定や労働組合ホームページからの申込みチャネル開設等、利用拡大の取組みを実施し、本中期経営計画期間中のWeb完結型保証審査件数は累計46,420件(うち保証審査承認件数:33,911件)、2023年度の利用件数は月平均2,000件となりました。また、更なるお客さまの利便性向上と本人確認事務の堅確化・効率化に向けてWeb完結型保証審査システムへのeKYC(オンラインで行う本人確認)の導入準備を進めました。

保証業務担当各級会議、金庫訪問を通じて他金融機関との競合上の課題や当協会への労働金庫からの要望を踏まえ保証制度や審査方法の見直しを行うとともに、推定代位弁済率に基づく変動保証料制度の適用保証料率を適正に運用するため、融資審査基準の追加・変更の検討や労働金庫の信用リスク分析に活用いただけるデータやツールの提供を行うことで、労働金庫の融資拡大と代位弁済抑制に向けたリスク影響の双方の観点でのコントロールに向けた支援を行いました。

「労働金庫の預金調達コストの削減」と「労働金庫との連携強化」を目的として、労働金庫連合会に預入している定期性預金(基本財産)のうち1,003億円を2024年2月から順次、労働金庫に預け替えを開始しました。

## 基本戦略3 | 持続可能な経営基盤の構築

「持続可能な経営基盤の構築」として、2021年5月から新基幹システムの稼働を開始し、保証引受から求償権回収までデータベースを統合することにより信用リスク分析を高度化するとともに、労働金庫連合会と同じ開発・運用ベンダーにすることで、労働金庫業態システムとの連携基盤を整えました。その後、新基幹システムを効率的に活用できるよう、業務手順の最適化や業務運営体制の整備と業務マニュアルの見直しを進めるとともに、業務効率・事務品質の向上を目的とするシステム課題を集約のうえシステム改修を行いました。

電子契約書の保管・管理に対応した債権書類管理システムの運用開始や、業務効率化に向けた新たなRPAの活用、求償権に関する受領書類をAI-OCRを活用し新基幹システムへ自動登録する試行運用を開始する等、デジタル技術の活用による業務改革を推進しました。

1. 概要

2. 設立と役割

3. 事業の仕組み

4. 保証制度の概要

5. 日本信保によるSDGへの取り組み

6. 2023年度決算報告

7. 第8期中期経営計画総括

8. 2023年度事業報告

9. 第9期中期経営計画の概要

10. 2024年度事業計画

11. 経営管理体制

12. 内部管理態勢

13. トピックス

14. 資料編

# 第8期中期経営計画総括(2021~2023年度)

求償権回収では、スマートフォンを活用した求償権に関する電子決済サービスを2023年5月より導入してお客さまの利便性向上を図るとともに、2023年10月から自動架電システムを利用した架電督促によりお客さまとの交渉機会を増やし返済の正常化につなげる取組みを開始しました。また、回収業務の効率化を図るため、回収業務委託先を1社追加するとともに、外部委託可能な業務の変化やリモート環境整備による本部一極集中化による体制強化を踏まえ、2024年3月31日をもって西日本事務所を閉所し、地域駐在嘱託職員制度も2027年3月をもって廃止することとしました。

2022年10月に新潟労信協からの事業譲受を完了し、現在は2024年8月に予定している北陸3労(勤)信協からの事業譲受に向けて、北陸労働金庫および北陸3労(勤)信協と連携して課題の整理等を進めています。

各種システムの保守期限到来にあわせてリプレースの実施等、安定した経営と効率的な事業運営に向けた取組みを進めるとともに、外部評価機関の品質評価に基づく監査手法の一部見直しや信用リスク計測の精緻化を図るため保証引受リスク管理方法の見直しにより内部管理体制の強化を図り、優良保証機関として健全性の確保に努めました。

安定的に資金調達するため、2023年度より日本銀行の金融政策による長期金利の動向を慎重に見極め、当協会の設立後初めて特定資産(保証基盤安定化積立資産)から10年利付国債の購入を開始し、今後も毎年度購入をしていくこととしました。

将来の当協会を担う人材の育成・確保に向けて2023年4月に人材育成の専担部署を新たに設置し、人的資本経営の実現に向けて経営戦略と連動した人材戦略の現状および課題の洗い出しを行うとともに、教育・研修に関する基本的事項を定めた「教育研修基本規程」を制定しました。今後、人的資本経営の実践に向けて具体的な施策を策定し計画的に取り組んでいきます。

コンプライアンス・プログラムの実践においては、事務過誤等事案の未然防止や社内コミュニケーションについて今後も継続的に改善が必要な課題となっており、心理的安全性の高い職場づくりを目指し、役職員一体となって取組みを進めていきます。

## 【計数の推移】

(単位：百万円、%)

	2021年度		2022年度		2023年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
新規保証引受	1,830,336	1,918,311	1,885,246	1,805,208	1,979,508	1,761,404
保証債務残高	13,897,957	14,017,207	14,177,306	14,453,736	14,448,092	14,751,553
決算保証料	22,983	23,129	23,019	23,342	23,470	23,775
代位弁済	22,432	21,756	22,208	24,638	21,986	27,240
代位弁済率	0.16	0.16	0.16	0.17	0.15	0.19
延滞率	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.09
求償権回収金	11,800	13,197	12,000	14,415	12,200	14,939
当期一般 正味財産増減額	8,533	9,836	7,666	11,551	10,812	11,719

※補助金付事業の実績を除く。ただし、「当期一般正味財産増減額」は財務諸表上の数値であるため、補助金付事業の実績を含む。

2023年度は世界的な資源高と円安による物価上昇で実質賃金が減少し、個人消費が回復しない状況の中での事業運営となりましたが、当協会は労働金庫および労働金庫協会・連合会との連携のもと、業態の系統保証機関としての役割発揮に向け、各種施策にはスピード感をもって取り組みました。

## 基本戦略 1 | 信用保証事業を通じた共生社会の実現

### 1. 多様化する勤労者ニーズにあわせた保証・サービスの提供

#### (1) 労働金庫等との意見・情報交換を通じた勤労者ニーズの継続的な調査・研究

労働金庫業態の会議や金庫訪問を通じて勤労者ニーズを把握し、しんきん保証基金、全国農協保証センターとの意見交換を踏まえ、労働金庫の融資推進と信用リスク管理の両立に資する保証制度の改善を実施しました。

#### (2) 多様なライフスタイルにあわせた保証の提供

住宅ローンの最終弁済時年齢の引き上げおよび融資期間の延長に関する保証制度の改定を検討しました。

#### (3) お客さまの利便性向上に資するサービスの提供

2023年4月より Web 完結型保証審査システムに AI 保証審査モデルを導入し、AI 承認確率特例の制定等、保証制度の改定や個人信用情報重複判定プログラムの改善を実施しました。

### 2. 勤労者の経済的再生に向けた柔軟な対応

#### (1) お客さまの状況に寄り添った丁寧かつ柔軟な対応

- ① 勤労者生活支援特別融資制度の保証を通じ、勤務先企業の事情により収入が減少した勤労者や離職者に対する支援を継続して実施しました。
- ② 求償権のお客さまの収支状況等を踏まえた弁済方法の提案や担保物件の売却にあたって債務圧縮の効果の適切性を見極め、回収の折衝を進めました。

#### (2) 災害復興に向けた継続的な支援

- ① 災害救援ローンの保証を通じ、自然災害により被災されたお客さまに対して継続的に支援を実施しました。
- ② 被災者を支援するため返済猶予および追徴保証料免除の取組みを実施しました。
- ③ 被災地の労働金庫や登録支援専門家である弁護士等と連携し、自然災害ガイドラインに基づいてお客さまの生活再建に向けて丁寧かつ柔軟に対応しました。

#### (3) 新型コロナウイルス感染症による影響を受けたお客さまの支援

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により収入が減少したお客さまに対して現況を踏まえて柔軟な求償権の回収を実施しました。
- ② 自然災害ガイドラインの特則を利用されたお客さまに対して、労働金庫や登録支援専門家である弁護士等と連携し、生活再建に向けて丁寧かつ柔軟に対応しました。

### 3. SDGs をはじめとした社会的課題への取組みと社会貢献活動の推進

#### (1) 中期経営計画を通じた SDGs への貢献

ディスクローチャー誌に当協会の信用保証事業と SDGs の関連性を明示しました。

#### (2) 国や自治体との提携融資の保証を通じた役割発揮

- ① 国や自治体との提携融資に係る保証事務および各種申請手続き等、保証条件や要領・要綱に則って適切に対応しました。
- ② 損失補償のある自治体提携融資に係る当協会内の管理方法やマニュアルの見直しを行い、自治体と協議のうえ適切な償却を行いました。
- ③ 厚生労働省によるリスクリングを支援する提携融資制度の検討を進めました。

### (3) 中央労福協・労働金庫業態との連携による労働者福祉運動への参画

- ① 中央労福協主催の会議等への参加および連合・中央労福協との意見交換を通じて、奨学金問題や新型コロナウイルス感染症の影響等、勤労者の実情を把握し事業運営に反映しました。
- ② 労働者自主福祉運動の強化・発展のため、連合大学院の活動に対し教育文化協会への寄付等を通じて支援しました。

### (4) CSR 活動への積極的な取組み

- ① 食のセーフティネットの役割を担うフードバンク団体に対して、災害用備蓄物資の寄贈および古本の寄付を通じた支援を行いました。
- ② 新入職員研修として、新入職員を「ろうきん森の学校」へ派遣し、豊かな森の再生等の環境問題に取り組む人材育成・環境教育を実施しました。

## 基本戦略 2 | 業態の系統保証機関としての更なる役割発揮

### 1. 業態戦略に資する競争力と優位性のある保証制度の策定と改善

#### (1) 労働金庫業態の事業計画と歩調をあわせた保証制度の構築

- ① 保証業務担当各級会議、金庫訪問等を通じて他金融機関との競合上の課題や当協会の保証制度への要望を把握し、保証制度や審査方法の見直しを実施しました。
- ② Web 完結型保証審査に係る労働金庫の更なる事務効率化と融資利用拡大を実現するため、Web 完結型保証審査システムの機能改善や Web 完結型保証審査の運用方法の改善を実施しました。

#### (2) 変動保証料制度の適正な運用

- ① 推定代位弁済率に基づく変動保証料制度の適用保証料率を適正に運用するため、労働金庫へ融資審査基準の追加・変更を検討いただけるデータやツールを提供しました。
- ② 変動保証料制度の適用保証料率に影響を与えることが見込まれる自治体提携融資の実績を算定から除外するスキームを変動保証料制度に導入しました。

### 2. 信用リスク管理の高度化による保証制度の適正化

#### (1) 信用リスク計測水準の維持・向上

2025 年度の初期と信モデル（有担保）の審査支援システムへの実装に向けて、信用リスクランク特例の閾値を整理するとともに初期と信モデル（有担保）の世代管理方法の検討を実施しました。

#### (2) 効率的な審査手法および信用リスク管理高度化の取組み

- ① Web 完結型保証審査への AI 保証審査モデル導入に伴い、審査事務フローの見直しを行いました。
- ② 労働金庫業態の審査支援システムについて、AI 保証審査モデルとの接続方法を整理し、個人情報情報重複判定プログラムの改善仕様を提供しました。
- ③ 有担保仮申込を対象とする AI 保証審査モデルの構築を進めました。

#### (3) 保証引受基準や保証料率の適正化

生協組合員と未組織会員の延滞率・代位弁済率に有意な差がなくなったことを踏まえ、2024 年度末をもって生協組合員の優遇措置を解消し、保証料率を見直すこととしました。

### 3. 労働金庫の融資事務に資する施策の展開

#### (1) Web 完結型保証審査の拡充等による労働金庫の融資事務堅確化・効率化支援

- ① お客さまの利便性向上と本人確認事務の堅確化・効率化に向けて、Web 完結型保証審査システムへの eKYC の導入準備を進めました。
- ② Web 完結型保証審査システムの安定稼働を確保するため、システム環境の更新作業に着手しました。



**(2) 効果・効率的なリスク分析環境の整備**

- ① 労働金庫の信用リスク分析等に活用いただけるよう、保証業務担当実務者会議や金庫訪問にてデータ分析ツールの操作説明を行いました。
- ② 保証債務のデフォルト確率や求償権の回収状況等、労働金庫の信用リスク管理に活用いただけるよう分析データの整備を行いました。

**(3) 労働金庫の融資審査・債権管理業務に役立つ情報提供**

- ① 保証業務担当各級会議を通じて、融資審査、途上管理および債権回収に役立つ情報を労働金庫に提供しました。
- ② マイプラン保証料率の見直しを管理するため、保証料率の試算結果や融資審査基準の検討ツールを労働金庫に提供しました。

**(4) その他**

労働金庫連合会に預入している定期性預金（基本財産）のうち 1,003 億円を 2024 年 2 月から順次、労働金庫に預け替えを開始しました。

**基本戦略 3 | 持続可能な経営基盤の構築**

**1. 新基幹システムの定着と安定稼働**

**(1) 業務フローの最適化、機能の最大活用**

競売予納金の仮払金処理や回収業務委託先の追加に対応するよう、新基幹システムの改修を行いました。

**(2) 安定稼働に向けた保守管理体制の構築**

- ① 新基幹システムおよび各種システムの保守委託先と連携を密にした保守管理を実施し、システムの安定稼働に努めました。
- ② 保守委託先のベンダーと共催でウイルス感染を想定した対応訓練を実施し、事象発生時の具体的な作業内容を確認しました。

**2. 業務改革の推進**

**(1) デジタルシフトの対応および推進**

- ① 外部専門家の指導・支援により、他金融機関の DX 推進状況等、IT 関連の最新情報を収集しました。
- ② 電子契約書の保管・管理に対応した債権書類管理システムを開発し、2024 年 2 月から運用を開始しました。

**(2) 業務改善による生産性の向上**

- ① 業務改善提案制度等、継続的な改善活動により作業の効率化、コスト削減および業務品質の向上と職員の業務改善意識の醸成を図りました。
- ② 新たな RPA の活用を開始して業務効率化を図るとともに、AI - OCR を活用して裁判所等からの受領書類を新基幹システムに自動登録する試行運用を開始しました。

**3. 安定的な新規保証引受と確実な求償権回収**

**(1) 選択され、利用される保証制度の構築**

リバースモーゲージローンの資金使途拡充や住宅つなぎローンの保証限度額の見直し、NPO 等非営利法人事業融資の保証対象法人追加等の保証引受基準の見直しを行いました。

**(2) 求償権の内容分析による効果・効率的な回収**

- ① 新たな入金チャネルとして 2023 年 5 月からスマートフォンを活用した電子決済サービスを導入しました。
- ② 2023 年 10 月から自動架電システムを利用した架電督促を開始し、顧客折衝の機会が拡大しました。
- ③ 求償権回収業務の効率化を図るため回収業務委託先を 1 社追加しました。
- ④ 2024 年 3 月 31 日をもって西日本事務所を閉所しました。

110/111

設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本信託におけるSDGの取り組み

2023年度決算報告

第8期中期経営計画総括

2023年度事業報告

第9期中期経営計画の概要

2024年度事業計画

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

### (3) 地域労（勤）信協からの円滑な事業譲受と新規保証引受

2024年8月に予定している北陸3労（勤）信協からの事業譲受に向けて、北陸労働金庫および北陸3労（勤）信協と連携して課題の整理等を進めました。

## 4. 将来の日本労信協を担う人材の育成・確保とディーセント・ワークの実践

### (1) 人材戦略の確立と実践

- ① ジョブローテーションや労働金庫等への出向を通じて人材育成に努めました。
- ② 2023年4月に人材育成の専任部署を新たに設置しました。
- ③ 人的資本経営の実現に向け、経営戦略と連動した人材戦略の現状および課題の洗い出しを行いました。
- ④ 教育・研修に関する基本的事項を定めた「教育研修基本規程」を制定しました。
- ⑤ 職員に求められる知識や基準を明確化した「基準表」を活用し、職員の目標設定・能力開発を進めました。

### (2) 労働金庫業態の方針に基づく日本労信協の組織風土の確立に向けた取組み

- ① 全体集会や動画による講話、タウンホールミーティングの開催等でコミュニケーションを図り、情報の共有や職員の考えを受け止め働きやすい職場づくりに努めました。
- ② 職員のコンプライアンス意識や実態を調査するアンケートにより職員の意見・要望を把握し、組織風土の確立に向けた取組みに活用しました。
- ③ 「労働金庫健康経営宣言」に基づき行動計画を策定し、過重労働対策や仕事と育児・介護・治療の両立支援に取組み、「健康経営優良法人2024（大規模法人部門）」の認定を受けました。

### (3) 多様な働き方に向けた対応

- ① 障がい者が積極的に能力を発揮し、安心して働ける職場環境づくりに努めました。
- ② 2025年4月1日以降の定年退職年齢を一律65歳に引き上げる決定をしたことを受け、中央機関3団体で定年延長検討プロジェクトを設置し、基本的方向性を策定のうえ制度の詳細設計を進めました。

## 5. 優良保証機関としての健全性の確保

### (1) 安定した経営と効率的な事業運営

- ① 安定的に資金を調達するため、2023年度から10年利付国債の購入を開始しました。
- ② リスク管理統括会議で定期的に報告する収益性分析等の経営指標を整理しました。
- ③ 自然災害等の発生時を想定した安否確認訓練を定期的に行い、組織内で必要な対応が取れることの点検を行いました。
- ④ 2023年4月の組織機構見直しにあわせてBCP態勢を改めて整備しました。
- ⑤ ハードウェア・ソフトウェアの保守期限到来にあわせて、機器構成等の見直しを行ったうえでリプレースやバージョンアップを進めました。

### (2) コンプライアンス経営の実践

- ① 「2023年度コンプライアンス・プログラム」に基づき、不祥事・ハラスメントを発生させない健全な職場環境の実現に向けた各種施策を実施しました。
- ② 「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、求償権等のスクリーニングや預金保険機構による特定回収困難債権買取制度案件に係る点検を実施しました。
- ③ 暴力団追放運動推進都民センター主催のセミナーへの参加等により情報収集を行い、反社会的勢力との関係遮断に努めました。
- ④ 個人情報保護等の管理態勢に係る第三者認証（プライバシーマーク）の取得に向けた検討を進めました。

### (3) 内部管理態勢の強化

- ① リスク資本の配賦基準の適正化を行い、定期的なリスク量の計測等によりモニタリングを行いました。
- ② 2023年4月の組織機構見直しにあわせて各部RCMの見直しを行い、「2023年度内部統制システム実施計画」に沿って内部統制システムを適切に運用しました。
- ③ 2024年度から信用リスク計測を精緻化するため、保証引受リスク管理方法の見直しを行いました。





- ④ IT 統制アクションプランに基づき IT 統制態勢の整備等の実行状況を適切に管理しました。
- ⑤ IT 統制の方法を見直し、CIO が直接統制する範囲を明確化するとともに、IT 投資限度額ルールを定め、システム開発計画の準備を進めました。
- ⑥ 外部評価機関による内部監査の品質評価を受け、規程・要領の改定のほか、オフサイト・モニタリング等、監査手法の一部見直しを行い、指導の徹底と意識改革を進めていき、実効性のある監査と品質向上を図りました。



1/10

設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本信託におけるSDGに關する取組み

2023年度決算報告

第8期中期経営計画総括

2023年度事業報告

第9期中期経営計画の概要

2024年度事業計画

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

## Next Relation

### 第9期中期経営計画の基本戦略



#### 基本戦略1 信用保証事業を通じた勤労者福祉の向上

##### (1) 労働団体との交流等を通じた勤労者の安心感の向上

- ① 労働団体や事業団体等との情報交換を通じた保証制度の改善等
- ② ホームページ等の改善によるお客さま向けの情報発信の充実

##### (2) Web完結型保証審査の利便性の向上

- ① 新技術や新商品の導入によるWeb完結型保証審査の利便性向上
- ② AI保証審査の業務フローの改善等による審査結果通知の迅速化

##### (3) ご返済方法の拡充等を通じたお客さまの利便性向上

- ① 求償権のご返済方法や諸手続きの拡充による利便性の向上
- ② 家計の状況に沿った求償権のご返済方法の策定支援等
- ③ 自然災害の被災者に対する求償権の返済条件に係る柔軟な対応



#### 基本戦略2 系統保証機関としての役割発揮

##### (1) 労働金庫の融資関連課題の協働

- ① 融資伸長策や業務効率化策への着実な対応
- ② 労働金庫業務経験者の知見の活用等による金庫目線での課題対応
- ③ 信用リスク分析DBの活用支援等を通じた労働金庫の融資諸施策の検討支援
- ④ 保証制度や債権管理・回収に関する出張研修の実施

##### (2) 労働金庫の融資業務の円滑化等への貢献

- ① 保証業務担当各級会議や定期的な金庫訪問を通じた適時、適切な保証制度の改定
- ② 保証期間の延長や最終弁済時年齢の引き上げ等による商品性の向上
- ③ 変動保証料制度や階層別保証料率制度の適切な運用の支援
- ④ 少子高齢化や人口減少等の社会構造の変化を見据えた融資関連施策の検討
- ⑤ LGBTQをはじめ多様化が進む社会に適合する融資取引の検討
- ⑥ 初期与信モデルの性能評価等の内製化と労働金庫業態に沿う信用リスク分析等の実施
- ⑦ AI保証審査の導入支援およびAI保証審査モデルの性能向上
- ⑧ RANSシステムと受付システムの利用領域の整理
- ⑨ アール・ワンシステム更改に向けた当協会のシステム更改方針の策定
- ⑩ 北陸3労(勤)信協の円滑な事業譲受と地域労(勤)信協との情報共有

##### (3) 保証債務履行能力の堅持

- ① 堅調な新規保証引受と着実な求償権回収等による保証債務履行能力の維持・向上
- ② 経営管理機能の強化を通じた財務基盤の堅持
- ③ 事業の持続的な発展につながる深度あるデータ分析



#### 基本戦略3 基盤となる職場環境の整備

##### (1) 安心して働ける職場環境の整備

- ① 保証制度の改定等が経営に及ぼす影響や経営状態の共有
- ② リーガルチェックの堅硬化等内部管理態勢の強化
- ③ 経営方針や人材育成方針の定期的な発信と実践
- ④ 定年延長に合わせた人事制度や人材活用のあり方の整理
- ⑤ 健康経営の取組みと実践
- ⑥ 相互に信頼し、率直に意見交換できる職場風土の醸成
- ⑦ 中央機関グループにおける賃金事務の集中化・効率化

##### (2) 職員のワーク・エンゲージメントの向上

- ① 人材育成計画と期待する職員像の明確化によるやりがいの醸成
- ② 政策課題等に関する機会の確保
- ③ 継続的な業務改善の取組み
- ④ SDGsへの貢献を実感できる取組みの実施

##### (3) 職員の多様性の包摂

- ① 誰もが安心して働ける職場環境の推進
- ② 在宅勤務等、多様な働き方が選択できる就業ルールの検討
- ③ 専門職(スタッフ職能) キャリアの検討
- ④ ハラスメントの無い職場環境の整備
- ⑤ 出産、育児、介護等に伴い業務配慮等を要する職員と同僚職員双方が安心して働ける職場環境の整備





## 計画の位置づけ

第9期中期経営計画(2024~2026年度)は新設住宅着工戸数の減少や少子高齢化の影響等による新規融資の減少、金利上昇や物価上昇と実質賃金の低下による債務不履行の増加懸念等、多くの不安要素がある中での事業運営となる。

めまぐるしく変化する社会環境の中で、適切に事業運営を行うためには迅速な意思決定と実践が求められ、状況を正しく把握・分析したうえで、速やかに施策を検討し、判断・実行することが不可欠となる。

第9期中期経営計画は、「信用保証事業を通じた勤労者福祉の向上」「系統保証機関としての役割発揮」「基盤となる職場環境の整備」を事業の柱とし、適切な事業運営に必要となる人材を継続的に輩出する仕組みを構築し、人材を基軸として保証制度の改善に取り組み、お客さまと労働金庫に貢献することを目的とする。

### 日本労信協の理念の具現化

私たちは、働く人への融資が円滑に進むよう  
力を尽くす信用保証機関です。

私たちは、公益性に根ざした信用保証事業を行い、  
働く人とその家族が安心して生活できる  
共生社会の実現に寄与します。

私たちは、事業目的達成のため、  
役職員の自己研鑽と相互啓発に努めます。

**SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS**

## への貢献



目次

設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本労信協におけるSDGへの取り組み

2023年度決算報告

第8期中期経営計画総括

2023年度事業報告

第9期中期経営計画の概要

2024年度事業計画

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

# 第9期中期経営計画(2024～2026年度)の概要

【第9期 (2024～2026年度) 主要計数計画】

(単位：百万円、%)

	2024年度	2025年度	2026年度
新規保証引受	1,790,829	1,801,266	1,807,024
保証債務残高	15,202,891	15,444,820	15,693,267
決算保証料	24,006	24,263	24,482
代位弁済	28,401	28,516	27,984
代位弁済率	0.19	0.19	0.18
延滞率	0.09	0.09	0.09
求償権回収金	13,883	13,923	13,523
当期一般 正味財産増減額	7,708	7,513	5,490

※諸比率の定義・表示方法は P33 参照。



## 基本戦略 1 | 信用保証事業を通じた勤労者福祉の向上

### 1. 労働団体との交流等を通じた勤労者の安心感の向上

#### (1) 労働団体や事業団体等との情報交換を通じた保証制度の改善等

- ① 中央労協主催の諸会議等への参加を通じて情報交換を行い、社会情勢の変化や勤労者ニーズを把握して保証制度の改善につなげます。
- ② しんきん保証基金や全国農協保証センター等との交流を通じて、保証条件や保証施策の動向を把握します。
- ③ 市場調査や外部コンサルタントとの交流を通じて、お客さまの利便性向上につながる新技術等の情報収集を行います。
- ④ 厚生労働省が進めているリスクリングを支援するための融資スキームの整備に参画し取扱開始に向けた準備を行うとともに、国や地方自治体との提携融資制度の適切な運営を行います。

#### (2) ホームページ等の改善によるお客さま向けの情報発信の充実

- ① 当協会をご利用いただくお客さまに安心してお取引いただけるようホームページのコンテンツの改善を進めます。
- ② お客さまに向けて発信する情報については定量的な情報等を付加することにより客観性を維持します。

### 2. Web 完結型保証審査の利便性の向上

#### (1) 新技術や新商品の導入による Web 完結型保証審査の利便性向上

- ① お客さまの申込手続きに eKYC（顔認証等のデジタル技術によりオンライン上で本人確認を完結できる仕組み）を導入し本人確認の迅速化を進めるとともに、不正申込防止に配慮した取扱いを行います。
- ② RANS システム（Web 完結型保証審査システム）と受付システムの利用領域の整理と並行して、RANS システムでの教育ローン（カード型）の取扱開始に向けた要件整理等を進めます。
- ③ 導入金庫の要望等に沿って RANS システムの機能を改善します。

#### (2) AI 保証審査の業務フローの改善等による審査結果通知の迅速化

- ① AI 保証審査の導入により、申込から審査結果通知までの時間短縮に向けて保証審査の業務フローの改善に努めます。
- ② お客さまが申込時に入力を円滑に行えるよう、入力項目の説明等を改善します。

### 3. ご返済方法の拡充等を通じたお客さまの利便性向上

#### (1) 求償権のご返済方法や諸手続きの拡充による利便性の向上

- ① 当協会へご返済いただくお客さまが、いつでもホームページ等から残高通知や払込票の発行等を依頼できる方式を検討します。
- ② 郵送した払込票により返済する方法に加えて、ペーパーレスにより返済できる仕組みを検討します。

#### (2) 家計の状況に沿った求償権のご返済方法の策定支援等

当協会へご返済いただくお客さまの相談に丁寧に対応する体制を整備し、家計の状況に応じた返済方法を提案します。

#### (3) 自然災害の被災者に対する求償権の返済条件に係る柔軟な対応

- ① 自然災害発生時には災害救援ローンの保証を通じて被災されたお客さまを継続的に支援します。
- ② 自然災害の影響により返済困難となったお客さまが自然災害ガイドラインを利用された場合には、労働金庫・弁護士等と連携して適切な事務手続きを行い、制度の趣旨に則って対応します。

## 基本戦略 2 | 系統保証機関としての役割発揮

## 1. 労働金庫の融資関連課題の協働

## (1) 融資伸長策や業務効率化策への着実な対応

- ① 労働金庫協会・連合会と連携して労働金庫の改善要望に着実に対応します。
- ② 保証条件の設定理由等を共有化して、労働金庫の融資伸長策や業務効率化を支援できる職員を育成します。

## (2) 労働金庫業務経験者の知見の活用等による金庫目線での課題対応

- ① 労働金庫からの出向者および労働金庫への出向経験者による研修等の実施により労働金庫の業務やお客さまに関する知見を共有化します。
- ② 労働金庫の本部・営業店への短期研修（金庫業務体験研修）および労働金庫への教育出向を継続して実施します。
- ③ 労働金庫が利用する融資関連システムに関する研修等を実施し、労働金庫業務に整合的な事務が構築できる体制を維持します。

## (3) 信用リスク分析 DB の活用支援等を通じた労働金庫の融資諸施策の検討支援

金庫専用サイトにて提供しているデータ分析ツールを労働金庫の信用リスク分析や融資施策の検討に活用いただけるよう、個別金庫訪問等を通じて操作方法の支援等を行います。

## (4) 保証制度や債権管理・回収に関する出張研修の実施

労働金庫からの要請に応じた保証制度、代弁事例、債権管理・回収に関する出張研修等を行い、労働金庫の融資審査や債権管理・回収に役立つ情報を提供します。

## 2. 労働金庫の融資業務の円滑化等への貢献

## (1) 保証業務担当各級会議や定期的な金庫訪問を通じた適時、適切な保証制度の改定

保証業務担当各級会議や金庫訪問を通じて他金融機関との競合上の課題等を把握し、保証制度上の課題がある場合には保証制度の見直しを進めます。

## (2) 保証期間の延長や最終弁済時年齢の引き上げ等による商品性の向上

- ① 最終弁済時年齢の引き上げに向けて、運用上必要な整理を行います。
- ② 労働金庫協会・連合会と保証期間の延長について検討を進め、必要な保証制度の改定を行います。
- ③ 労働金庫が柔軟に融資条件を設定できるよう、無担保新保証制度等の保証限度額の引き上げを検討します。

## (3) 変動保証料制度や階層別保証料率制度の適切な運用の支援

- ① 労働金庫が追加した審査基準の内容や導入効果等の情報共有を進め、労働金庫の信用リスク管理および変動保証料制度の適切な運用を支援します。
- ② 階層別保証料率制度をはじめとする各種保証制度を適切に運用するための改善策を検討します。

## (4) 少子高齢化や人口減少等の社会構造の変化を見据えた融資関連施策の検討

- ① 長期間の取引が期待できる若年層を対象とする融資施策に労働金庫が取組めるよう保証制度の改善を検討します。
- ② 定年延長や再雇用等により雇用期間が延長された勤労者との円滑な取引に向けた保証制度の改善を検討します。
- ③ 多様化する雇用形態に合わせて幅広く保証を利用いただけるよう雇用形態別の保証制度の改善を検討します。
- ④ 労働金庫の取組み方針に沿って NPO 等非営利法人への事業融資に係る保証制度の改善を検討します。

## (5) LGBTQ をはじめ多様化が進む社会に適合する融資取引の検討

- ① 他金融機関の動向等を踏まえて、融資申込時における性別情報の取得の範囲等を労働金庫協会・連合会と検討します。
- ② 法令や社会の進展に遅れることが無いよう、申込書や契約書のユニバーサルデザイン化を労働金庫協会・連合会と検討します。

## (6) 初期与信モデルの性能評価等の内製化と労働金庫業態に沿う信用リスク分析等の実施

- ① 現在外部に委託している初期与信モデルの性能評価業務の内製化に向けて試行します。
- ② 労働金庫業態の実情に即した信用リスク分析を試行するとともに各種施策への活用を検討します。
- ③ 将来的に初期与信モデルの改善検討に対応できるよう、初期与信モデルの再構築業務の内製化に向けて検討します。



**(7) AI 保証審査の導入支援および AI 保証審査モデルの性能向上**

- ① 審査支援システムと AI 保証審査モデルの接続および審査支援システムの改修を支援するとともに、AI 保証審査を円滑にご活用いただくための情報提供等を行います。また、審査支援システムとの接続に向けて有担保仮申込を対象とする AI 保証審査モデルの構築を進めます。
- ② AI 保証審査モデルのチューニング作業を実施し、モデルの性能向上と自動承認率の引き上げに取り組めます。

**(8) RANS システムと受付システムの利用領域の整理**

労働金庫の意向等を踏まえて、RANS システムと受付システムの利用領域の整理を進めます。利用領域の整理にあたっては労働金庫業態の全体最適を念頭に置いて関係先との調整を行います。

**(9) アール・ワンシステム更改に向けた当協会のシステム更改方針の策定**

2030 年に予定されるアール・ワンシステムの更改に合わせて実施する基幹システムの更改に向けて、業務の効率化を検討します。

**(10) 北陸 3 労（勤）信協の円滑な事業譲受と地域労（勤）信協との情報共有**

- ① 2024 年 8 月 29 日に予定する事業譲受に向けて、北陸 3 労（勤）信協および北陸労働金庫と緊密に連携して対応を進めます。
- ② 監査法人と連携して財務デューデリジェンスの適正化および適切な会計処理を行います。

### 3. 保証債務履行能力の堅持

**(1) 堅調な新規保証引受と着実な求償権回収等による保証債務履行能力の維持・向上**

- ① 変動保証料制度や階層別保証料制度の適正運用および制度改善を通じて、堅調な新規保証引受による保証料の確保に努めます。
- ② 生協組合員向け保証料率の解消およびマイプラン保証料率の改定に向けた取扱方法を整理します。
- ③ 求償権の着実な回収により経営基盤を維持します。
- ④ 国債等での債券運用額の引き上げにより収益の補強を進めます。

**(2) 経営管理機能の強化を通じた財務基盤の堅持**

- ① 初期与信モデル（有担保）の 2025 年度以降の実装を見据えた信用リスク管理の高度化を進めます。
- ② 経営諸指標やリスク耐性等の強化を進め財務基盤を堅持します。
- ③ 適切な予算統制による経営効率の向上を進めます。
- ④ 経営諸指標やリスク耐性等をステークホルダーと定期的に共有し、信頼関係の醸成に努めます。

**(3) 事業の持続的な発展につながる深度あるデータ分析**

事業の持続的な発展につながる保証制度やサービスの改善のために必要となる市場動向の調査やデータ分析を行います。

## 基本戦略 3 | 基盤となる職場環境の整備

### 1. 安心して働ける職場環境の整備

**(1) 保証制度の改定等が経営に及ぼす影響や経営状態の共有**

- ① 会議等を通じて保証制度改定の背景や経営に及ぼす影響を役職員で共有します。
- ② グループウェア等を通じて経営諸比率等を共有することにより、役職員が正確に経営状況を把握したうえで、それぞれが役割発揮できる職場環境を醸成します。

**(2) リーガルチェックの堅確化等内部管理態勢の強化**

- ① AI 契約書審査サービスを導入し、契約書や内部規程等に係るリーガル・チェック業務の堅確化・効率化を進めます。
- ② 第三者認証（プライバシーマーク）を取得できる水準に個人情報保護等の管理態勢を強化するとともに、第三者認証の取得準備を進めます。

**(3) 経営方針や人材育成方針の定期的な発信と実践**

- ① 役員コミットメントの発信等を通じて経営方針および職員の人材育成に関する方針・計画等の浸透を図ります。
- ② 経営方針や人材育成方針に関する方針・計画等に沿った業務運営および人事異動等を着実に実践します。

1/10

設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本信託銀行 SDR に関する取組み

2023年度決算報告

第9期中期経営計画総括

2023年度事業報告

第9期中期経営計画の概要

2024年度事業計画

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

#### (4) 定年延長に合わせた人事制度や人材活用のあり方の整理

2025年4月から実施予定の定年延長に向けて、労働金庫協会・連合会と連携して、職場での役割や賃金体系、人事評価制度等の整備を進めます。

#### (5) 健康経営の取組みと実践

- ① 職員が健康で安心して働けるよう過重労働対策やメンタルケアの推進等に取組みます。また、過重な時間外労働の削減に向けた取組みと対応方法を検討します。
- ② 健康経営優良法人の認定を受けることができる水準の健康経営を実践し、その取組み内容や各種指標をホームページに公表します。

#### (6) 相互に信頼し、率直に意見交換できる職場風土の醸成

- ① タウンホールミーティング等を通じて経営陣と職員の間で率直に意見交換を行い、職場のコミュニケーションの活性化や働く環境の改善、人材育成等の施策につなげます。
- ② 日常の業務運営が適切に行われ、役職員がお互いを信頼して働くことができる心理的安全性の高い職場風土を醸成します。

#### (7) 中央機関グループにおける賃金事務の集中化・効率化

2024年4月より中央機関グループ（当協会および労働金庫協会・連合会）による専任担当プロジェクトチームを編成・設置し、定例的な事務処理業務から人事諸課題に係る運用検証・企画立案業務へのシフト等につながる集中化・効率化を進めます。

## 2. 職員のワーク・エンゲージメントの向上

#### (1) 人材育成計画と期待する職員像の明確化によるやりがいの醸成

- ① 人的資本経営を念頭に置き、「人材育成方針」等の策定を行います。あわせて、人材育成マップに基づき、各階層の職員が必要な業務経験や専門能力、マネジメント力等を身に付け、自己の能力を最大限発揮できるキャリアモデルを検討します。
- ② 人材育成に関する方針・規程等を定着させるための取組みを行い、職員のやりがいを醸成します。
- ③ 職員の労働金庫への出向制度において習得を期待する知識や経験を明確にするとともに、受け入れ先の労働金庫と出向の趣旨を共有します。
- ④ 労働金庫との人材交流を継続するために、現行の人事交流施策の実効性を確保できるよう、労働金庫と運用のあり方を協議します。

#### (2) 政策課題等に関与する機会の確保

- ① 職員が業務改善策を提案して実現まで関わることのできる業務改善提案制度等の取組みを行います。
- ② 職員が攻めのIT課題の立案・実施等、政策課題に関与する機会を設けます。

#### (3) 継続的な業務改善の取組み

- ① 全社的に継続して業務改善に取組みます。また、業務改善効果や好事例等を共有する等して、全ての職員が業務改善への意識を高められるようにします。
- ② 被監査部署以外の職員が監査業務に帯同するトレーニーを試行します。

#### (4) SDGs への貢献を実感できる取組みの実施

物品購入を通じた障がい者就労継続支援事業所の活動支援等、職員がSDGsへの貢献を実感できる取組みを行います。

## 3. 職員の多様性の包摂

#### (1) 誰もが安心して働ける職場環境の推進

- ① 性自認や性的指向等による差別や不利益の無い職場環境を目指し、人事関連規程の整備を進めます。
- ② 障がいのある職員が安心かつ円滑に業務を遂行できる態勢の整備を進めます。

#### (2) 在宅勤務等、多様な働き方が選択できる就業ルールの検討

- ① 在宅勤務のあり方や就業ルール、業務プロセスに関する検討を行います。
- ② 在宅勤務の際に使用する機材等の環境整備の改善を進めます。





**(3) 専門職（スタッフ職能）キャリアの検討**

職員の意向や専門能力に応じて、専門職（スタッフ職能）を選択して専門業務に継続して従事する等、多様な働き方ができる人事制度を労働金庫協会・連合会と協議します。

**(4) ハラスメントの無い職場環境の整備**

① ハラスメントを発生させない職場環境の実現のため、ハラスメントに関する研修の実施等により、職員の意識の更なる醸成に努めるとともに、より相談しやすい窓口の体制を整備します。

② 職場でハラスメントに関する問題が発生した時に職員が速やかに内部通報を行うことができるよう運用方法の改善を検討します。

**(5) 出産、育児、介護等に伴い業務配慮等を要する職員と同僚職員双方が安心して働ける職場環境の整備**

出産・育児・介護等により労働時間に制約が生じた職員や休職する職員の所属する部署において業務を円滑に遂行できるよう必要な人員調整や業務支援を行います。

**【主要計数】**

(単位：百万円)

項目		計画値	
		無担保	有担保
新規保証引受	1,790,829	475,776	1,315,053
保証債務残高	15,202,891	1,602,611	13,600,280
決算保証料	24,006	7,948	16,057
代位弁済	28,401	9,667	18,733
求償権回収金	13,883	2,303	11,580

**【諸比率】**

(単位：%)

項目	計画値
延滞率	0.09



1.あじさい

設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本信託におけるSDGに關する取組み

2023年度決算報告

第8期中期経営計画総括

2023年度事業報告

第9期中期経営計画の概要

2024年度事業計画

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

日本労信協は、経営の健全性・適切性を確保するため、定款・業務方法書のほか諸規程等に則り、以下のとおり経営管理体制を構築しています。

## 理事会

日本労信協の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、および代表理事・業務執行理事の選定・解職を行う機関です。3か月に1回以上開催するほか、必要に応じて開催します。15名の理事により構成されており、理事については、社員のほか、経営に関する客観的かつ専門的な助言・提言をいただくために、学識経験者等も含めることとしています。

## 常任理事会

日本労信協の業務運営に関する重要事項および理事会決議事項の執行に係る所要事項について、協議のうえ決議する機関です。代表理事および業務執行理事により構成されており、毎月1回以上定例開催するほか、必要に応じて開催します。

## 各種委員会

経営の適切性を高めることを目的として、定款第37条に拠り、各種委員会を設置しています。委員会への諮問事項は、理事会において決定し、委員長が委員会における審議結果をとりまとめ、理事会に答申を行います。

- (1) **経営政策委員会** 事業計画の重点課題等を遂行していくため、またガバナンスの実効性確保のため、具体策等について審議します。
- (2) **役員選考委員会** 日本労信協の役員候補者の選考について審議します。
- (3) **理事懲罰委員会** 理事服務懲罰規程に基づき、専門的・多角的な観点から内容を審議するとともに、懲罰の種類等を審議します。
- (4) **役員報酬委員会** 日本労信協の役員報酬について審議します。

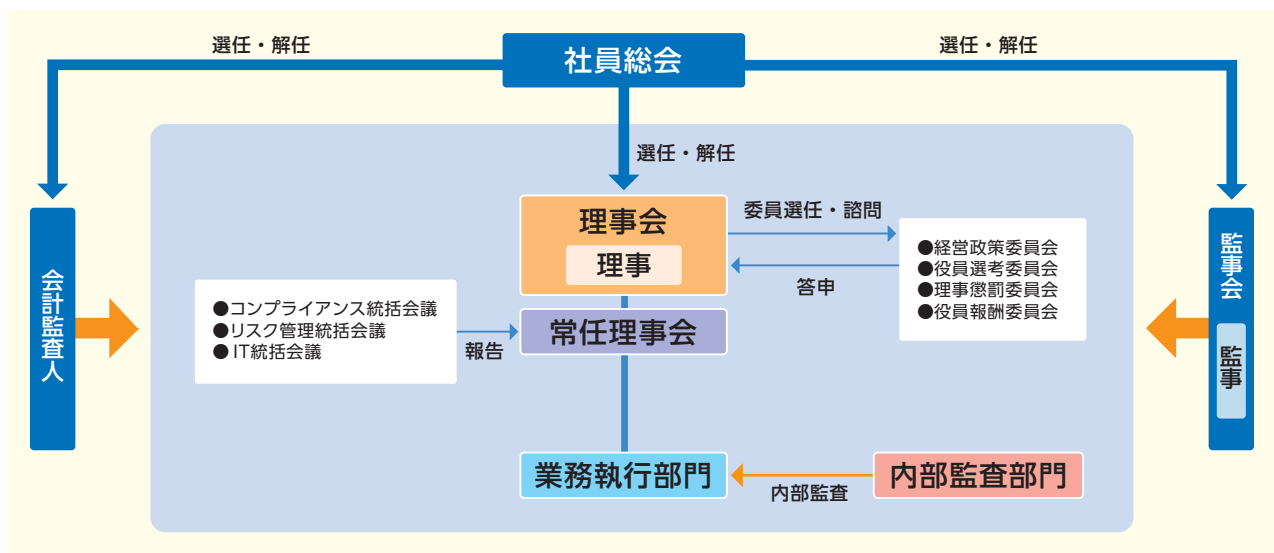
## 監事会

3名の監事（1名が常勤監事）により構成されており、協議のうえ監査方針、監査計画、監査の方法、監事業務の分担、監査報告、その他監査に関する重要事項の策定を行います。

ただし、監事会は各監事の権限を妨げることはできません。

\* その他、統括会議等の設置により、経営管理の強化・充実を図っています。

【経営管理体制図】



## 統合的リスク管理態勢

日本労信協は、業務運営に伴って発生する多様なリスクに対応するため、統合的リスク管理態勢の基本事項を「統合的リスク管理方針」等に定めています。これらに基づき、各種リスクの所在・管理方針を明確化し、安定した経営と健全性および相互牽制が機能する体制の確保に努めながら、さらに実効的な統合的リスク管理態勢を構築していきます。

### 各種リスクへの取組み

#### 1. 保証引受リスク

信用リスク（非予想損失）と信用コスト（予想損失）を計測し、デフォルト傾向を分析することにより、適切な保証引受リスクの管理を行います。

#### 2. 資産運用リスク

日本労信協の資金を安全かつ効率的に運用するために、運用基準を定め、金融市場の動向や資金繰りの状況等を常に見極め、適切な資産運用リスク管理を行います。

#### 3. オペレーショナルリスク

各リスクから発生する損失事象等をオペレーショナルリスクとして一元的に管理します。

##### ①事務リスク

職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等により発生する事務リスクを未然に防止するため、管理態勢の構築、事務手続き等の整備および相互牽制機能を確立し、適切な事務リスク管理を行います。

##### ③法務リスク

法令等を逸脱した行為により、訴訟等による金銭的な損失が発生したり、あるいは社会的評価を損なう等の法務リスクを未然に防ぐために、倫理法令等遵守に係る規程・ルールの整備、および研修等の実施により法務リスク管理を行います。

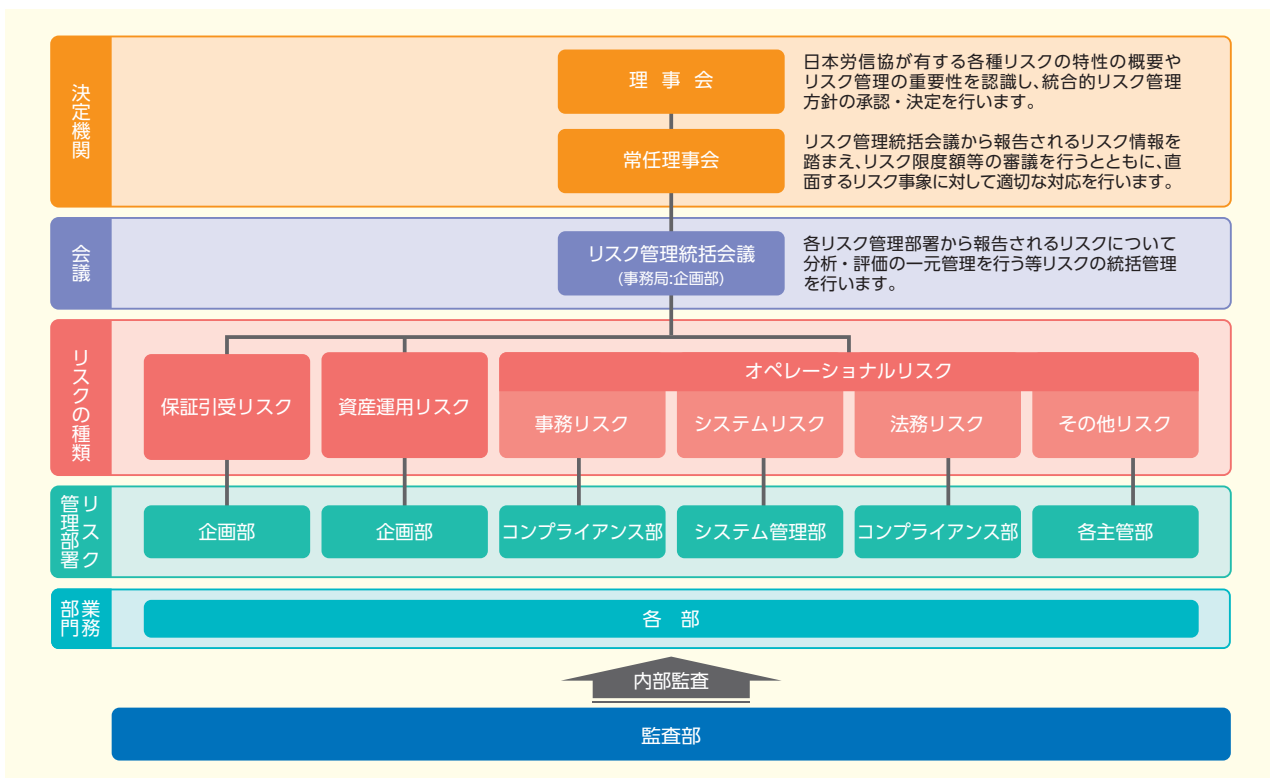
##### ②システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等のシステム不備やコンピュータの不正使用について、安全対策基準、内部管理規程、手続等の遵守および相互牽制態勢の確立により、トラブルの発生を未然に防止し、適切なシステムリスク管理を行います。

##### ④その他リスク

人的リスク・有形資産リスク・風評リスク等について、リスクが顕在化した際に影響を最小限に抑えられるよう規程・ルールの整備、および研修等の実施によりその他リスク管理を行います。

【リスク管理体制図】



1/1

設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本労信協におけるSDGに關する取組み

2023年度決算報告

第8期中期経営計画総括

2023年度事業報告

第9期中期経営計画の概要

2024年度事業計画

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

## 内部統制システム

日本労信協は、一般法人法第90条第4項第5号に規定する「業務の適正を確保するための体制整備」への対応として、理事会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めています。

### 内部統制システムに関する基本方針

#### I 内部統制システムの整備・運用に関する基本的な考え方

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条4項第5号および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、事務の効率性・有効性を高めていく。

#### II 内部統制に関する体制の整備

##### 1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 公益性に根ざした信用保証事業を行う日本労信協は、より高いレベルのコンプライアンスが求められていることから、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むとしたコンプライアンス・ポリシーを実践するとともに、全ての役職員の意識と行動の指針として役職員行動規範を定め、これらを周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

また、横断的組織としてコンプライアンス統括会議を設置し、コンプライアンス全般の状況把握と総合的な検討・評価を行うことでコンプライアンス態勢の実効性確保に努め、進捗状況等の事項について理事会に報告する。

(2) 理事会は、理事会規程を定め、3か月に1回以上開催するほか必要に応じて随時開催して、理事が迅速に各種リスク管理の意思決定を行える体制を整え、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監視する。

(3) 理事は、日本労信協における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表理事および監事に報告する。

(4) 監事は、理事会へ出席するほか、監事監査基準に基づき適時に監査することにより理事の職務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が

生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに理事または理事会に対し法令、定款および社会規範等の遵守に向けて助言または是正勧告することとする。

(5) 日本労信協は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断するとともに、不当要求等があった場合は、必要に応じて外部の専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

##### 2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(1) 理事の職務執行に係る情報（社員総会・理事会・常任理事会・各種委員会議事録、稟議書等）については、社員総会規程、理事会規程、常任理事会規程、委員会規程または文書取扱規程等に基づき作成する。記録文書は、文書および電磁的記録の保存取扱規程に基づき、文書種類ごとに、定められた期間にわたり適時適切に保存・管理し、必要に応じて正当な権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。

(2) 代表理事および業務執行理事（以下「代表理事等」という。）の業務執行については、理事会において、「代表理事等の業務執行状況報告」により報告する。

(3) 個人情報等に関しては、プライバシーポリシーおよび情報セキュリティポリシー等を定め、専務理事を統括責任者とし適切な管理体制を整備し、情報漏えいの防止等を図る。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理部署を明確にする。また、リスクのモニタリングとコントロール機能発揮のため、「リスク管理統括会議」等を設置し、審議内容を理事会等に報告するなど同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等によりこれを開示する。

(2) 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの有効性評価を継続的に実施する。



(3) 自然災害等の不測の事態が発生した場合の対応としては、事業継続計画等に基づき、理事長を緊急対策本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、日本労信協における役職員の生命・資産・管理情報等の損失を最小限に止める体制を整えるものとする。

#### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営に係る重要な政策等については、常任理事会において議論を経て、執行決定を行う。  
 (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、理事職務権限規程、常任理事会規程、職務権限規程および業務分掌規程等を定め、これらの規程等に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

#### 5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス・ポリシー、役職員行動規範およびコンプライアンス・プログラムから構成されるコンプライアンス・マニュアル、その他コンプライアンス態勢に係る規程等を定め、これらの研修等を通じて職員に周知・徹底する。  
 (2) 職務執行に際して基になる規程等、各種契約およびその他必要なものについては、リーガル・チェックを実施する。  
 (3) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、内部窓口のほか弁護士を外部窓口としたヘルプライン制度を整備するものとする。  
 (4) 内部監査部門が、職員の職務執行が法令および定款に適合しているかについて点検する。

#### 6. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事会が制定した監事会規程および監事監査基準に基づき、日本労信協職員の中から監事会事務局に専任の監事会事務局職員を任命する。

#### 7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監事会事務局職員は、監査業務に必要な指示命令を監事より受け、監事以外からの指示命令を受けないものとする。  
 (2) 監事会事務局職員の人事異動（異動先を

含む）・人事評価・懲戒処分等については、監事の同意を得ることとする。

(3) 監事会事務局職員は、業務執行に係る役職を兼務しないこととする。

#### 8. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

(1) 監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求められることができるものとする。また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。  
 (2) 監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求められることができるものとする。

#### 9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

理事は、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにすること、またその適正な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。

#### 10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監事はその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該監事の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。  
 (2) 理事の職務執行を監査するために通常必要な監査費用については、理事は監事との協議のうえ予算に計上する。

#### 11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査計画を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求められることができるものとする。

※ 2012年5月30日制定 第198回理事会  
 ※ 2023年4月1日改定 第290回理事会

お知らせ

設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本労信協によるSDGに貢献する取組み

2023年度決算報告

第8期中期経営計画総括

2023年度事業報告

第9期中期経営計画の概要

2024年度事業計画

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

## コンプライアンス（倫理法令等の遵守）

日本労信協は、以下の「コンプライアンス・ポリシー」を定め、コンプライアンス経営を実践し、“公益性に根ざした信用保証事業”を行う信用保証機関として、より一層の信頼を確立するよう努めていきます。

### コンプライアンス・ポリシー

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、コーポレート・ガバナンスを充実し、一般社団法人としての自覚を持ち、日本労信協の目的である働く人とその家族が安心して生活できる共生社会の実現に寄与するため、内部統制態勢の構築とともにコンプライアンス（倫理法令等の遵守）を最重要課題のひとつとして位置付け、以下の項目を実践します。

#### 1. コンプライアンスの実践

日本労信協におけるコンプライアンスとは、法令、企業倫理・内部規程、社会的規範等を遵守することであり、日本労信協は人間尊重の精神に立ち、自由闊達な組織風土を醸成することにより、コンプライアンスを誠実に実践します。

#### 2. 社会的責任の自覚

日本労信協は、一般社団法人としての社会的責任を果たすために、積極的な社会貢献の推進および環境保全に取り組み、ステークホルダー（利害関係者）と協調しながら、事業運営の健全性、誠実性、透明性の確保に努めます。

#### 3. 機密情報・個人情報の管理

日本労信協は、業務上知り得た機密情報やお客様の個人情報に関しては、厳正な管理を徹底します。とりわけ、個人情報は厳密なセキュリティ対策を講じ、法令および内部規程等に基づき適正に保護・管理します。

#### 4. 経営情報の開示

日本労信協は、経営情報および会計報告を適正かつ適時に開示し、お客様に対し説明責任を果たします。

#### 5. 反社会的勢力の排除

日本労信協は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、これを断固として排除し、不当・不法な要求には一切応じません。

#### 6. コミットメント

経営陣は、本ポリシー達成のために率先垂範し、全ての役職員がその意義を理解し実践するよう周知徹底します。また、これに反するような事態が発生したときは、自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明・再発防止に努めます。また、同時に迅速かつ確かな情報の公開と説明責任を果たし、権限と責任を明確にしたうえで、自らを含めて厳正に処分します。

#### 【コンプライアンス態勢】

実践方法の具体化

**1 コンプライアンス・ポリシー** 日本労信協の役職員が実践すべき普遍的なルールを定めた基本方針です。

**2 役職員行動規範** コンプライアンス・ポリシーに基づき具体的に事業活動を展開していくうえで、役職員一人一人が行動する際のガイドラインです。

**3 コンプライアンス・プログラム** コンプライアンス・ポリシーを役職員一人一人が理解し、様々なルールを遵守する態勢を確立するためのプログラムです。

高いレベルの  
コンプライアンスを  
実現します



## 個人情報保護

日本労信協は、「お客さまの個人情報を適切に取り扱うことは社会的責任である」ことを認識し、以下の「プライバシーポリシー」を定めています。

### プライバシーポリシー

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、個人情報保護の重要性を強く認識し、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号「個人情報保護法」）および関連する法令、ガイドライン等を遵守し、個人情報の適切な管理・利用に努めます。なお、個人番号および特定個人情報の取扱いにつきましては、別途、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を定めます。

#### 1. 日本労信協の名称・住所・代表者の氏名

一般社団法人 日本労働者信用基金協会  
住所および代表者氏名は、日本労信協ホームページ「日本労信協の概要」に掲載しています。

#### 2. 個人情報の取得・利用

日本労信協は、個人情報を取得する際には、利用目的を公表または通知し（本プライバシーポリシーによる公表を含む）、直接ご本人さまから契約書その他の書面（電磁的記録を含む）に記載された個人情報を取得する場合にはあらかじめ利用目的を明示し、適法かつ公正な手段によって取得します。

日本労信協は、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正に個人情報を利用します。

#### 3. 個人情報の利用目的

日本労信協は、お客さまから提供を受けた個人情報を、以下の目的で利用します。

- ①保証業務のほか、それに付随する業務における保証制度やサービスの申込の受付
- ②法律等に基づくご本人さまの確認等や、保証商品・サービスをご利用いただく資格等の確認
- ③継続的なお取引等に際しての判断および期日管理、ならびにご返済等の継続的なお取引における管理
- ④適合性の原則等に照らした判断等、保証商品やサービスの提供にかかるとの妥当性の判断
- ⑤個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
- ⑥市場調査、ならびにデータ分析等による保証商品やサービスの研究および開発
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行およびその他お客さまとの適切かつ円滑な取引の履行
- ⑨各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理

#### 4. 安全管理措置

日本労信協は、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの適切な管理のための措置を講じています。

詳細は、日本労信協ホームページの「お客さまの個人情報の取扱いについて【10.安全管理措置】」に記載しています。

#### 5. 個人データの第三者提供

日本労信協は、以下のいずれかに該当する場合を除き、お預かりした個人データを、お客さまの同意を得ることなく、第三者へ提供いたしません。

- ①お客さまから事前に同意をいただいた場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において外部委託した場合
- ③法令に基づき提供を求められた場合
- ④「7.個人データの共同利用」に掲げる者に対して提供する場合

#### 6. 委託先における個人情報の取扱い

日本労信協は、お客さまの個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえで、お客さまの個人データが安全に管理されるよう適切な監督を行います。

#### 7. 個人データの共同利用

日本労信協は、加盟する個人信用情報機関との間で、お客さまの個人データを、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて共同利用しています。

詳細は、日本労信協ホームページの「お客さまの個人情報の取扱いについて【7.個人信用情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供ならびに利用について】」に記載しています。

#### 8. 保有個人情報の開示・訂正・利用停止等

お客さまが、ご自身に関する日本労信協の保有個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、日本労信協窓口（下記「9.お問い合わせ窓口」）までご連絡ください。

なお、開示請求等に関する詳細は、日本労信協ホームページの「お客さまの個人情報の取扱いについて【6.保有個人情報の「開示請求等」に関する事項について】」に記載しています。

#### 9. お問い合わせ窓口

日本労信協の個人情報の取扱いに関するご質問等につきましては、下記の窓口にご連絡ください。

- ①住所  
〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番14号 後楽森ビル  
一般社団法人 日本労働者信用基金協会 コンプライアンス部
- ②電話番号 0120-866-416
- ③受付時間 月曜～金曜（土日祝日、12/31～1/3は除く）  
9:00～17:00

## 反社会的勢力排除の取組み

日本労信協は、「反社会的勢力に対する基本方針」を以下のとおり宣言します。

### 反社会的勢力に対する基本方針

一般社団法人日本労働者信用基金協会は、反社会的勢力排除に向けた公共的使命と社会的責任を十分認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

- 1 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で臨むとともに、対応する役職員の安全を確保します。
- 2 反社会的勢力とは、取引等を含め一切の関係を持ちません。
- 3 反社会的勢力に対して、資金供与あるいは不適切な便宜供与等を行いません。
- 4 反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、民事・刑事の両面から法的対抗措置を講じます。
- 5 反社会的勢力による不当要求に対応するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

## 情報セキュリティ

日本労信協は、情報セキュリティ対策の方針や行動指針を情報セキュリティポリシーとして定め、これに基づき、情報資産の適切な保護および管理をしています。

### 情報セキュリティポリシー

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、保有するお客さま情報ははじめとする各種情報資産が事業運営の基盤であることを十分認識するとともに、事業を継続的・安定的に運営していく上で、保有する“情報”に対して適切な管理、ひいては適切な情報セキュリティ対策を実施することが、組織の責務として非常に重要であると認識しております。

この認識のもと、ここに情報セキュリティポリシーを定め、全ての役職員がその内容を十分に理解し、各種情報資産を適切に保護することに努めます。

#### 1 情報セキュリティ 管理体制等の確立

日本労信協は、情報セキュリティを維持するために、管理運営する組織・体制を確立します。



#### 2 適切な 情報セキュリティ 対策の実施

日本労信協は、各種情報資産に係る不正アクセス、破壊、情報漏えい、紛失および改ざんなどを未然に防止するため、組織的、物理的、技術的および人的安全管理の観点から適切な情報セキュリティ対策を実施します。



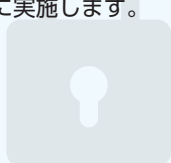
#### 3 法令および 情報セキュリティ 関連規程等の遵守

日本労信協は、情報セキュリティに関する法令、規制、指針、対外契約および別途定める情報セキュリティ関連規程を遵守します。



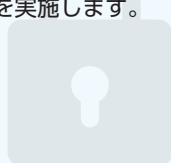
#### 4 情報セキュリティ 教育等の実施

日本労信協は、全ての役職員に対して、情報セキュリティ意識の向上および情報資産の適切な管理を実行するための教育・訓練を継続的に実施します。



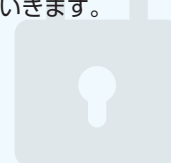
#### 5 情報セキュリティ 監査の実施

日本労信協は、内部規程、社会的規範が遵守され、有効に機能しているかを検証するため、定期的かつ必要に応じて情報セキュリティ監査を実施します。



#### 6 評価・見直し

日本労信協は、以上の取り組みを定期的に評価し、所要の見直しを行うことにより、情報セキュリティマネジメントを継続的に改善していきます。





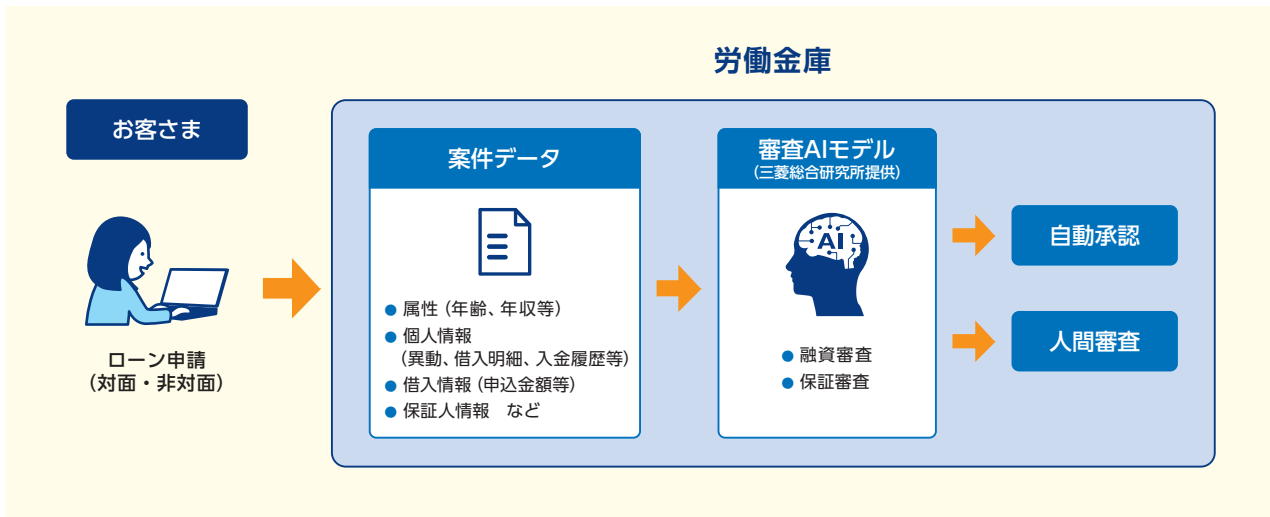
# 2025年4月に労働金庫の融資審査にAI保証審査を接続します。

日本労信協は、労働金庫のお客さまの非対面ニーズに対応するため、2018年10月からカードローン、2021年9月から無担保貸付のWeb完結型保証審査の取扱いを開始しました。

Web完結型保証審査は労働金庫のホームページとWeb完結型保証審査システムを接続することで、お客さまがローン申込から契約締結までの手続きをWeb上で完結できる仕組みとなっており、日本労信協が申込受付から保証審査まで対応し、労働金庫が融資審査から融資実行に対応しています。

2023年4月からは無担保貸付・カードローンの保証審査にAI（三菱総合研究所の提供）を導入し、審査業務の効率化と審査結果回答の迅速化を進めました。

2025年4月からは労働金庫が利用する審査支援システムと保証審査に導入したAIを接続することを予定しています。2025年4月の審査支援システムとの接続時には無担保貸付とカードローンに加えて有担保にもAIが導入できるよう準備を進めており、対面・非対面の別なく、無担保貸付・カードローン・有担保（仮申込）にAI保証審査を接続する予定です。



1. 概要

設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本信協におけるSDGに關する取組み

2023年度決算報告

第8期中期経営計画総括

2023年度事業報告

第9期中期経営計画の概要

2024年度事業計画

経営管理体制

内部管理体制

トピックス

資料編

# すべての職員が活躍できる職場作り

ワーク・ライフ・バランス

## 「仕事と生活の調和」の実現に向けて

### 次世代育成支援行動計画（第5期）・「女性活躍推進法」に基づく行動計画（第3期）

日本労信協では、2011年度より「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、仕事と子育ての両立をはかるための雇用環境の整備や、子育てをしていない職員も含めた多様な労働条件の整備を進めるための「一般事業主行動計画」を策定・実施しています。これによって、東京労働局より、次世代の育成に積極的に取り組む企業として認定され、これまでに4回、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を取得しました。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行に伴い、次世代育成支援対策推進法と一体とした行動計画を策定し、取組みを推進しています。



- |                 |   |
|-----------------|---|
| <b>1. 計画期間</b>  | 2022年4月1日から2025年3月31日までの3年間   |
| <b>2. 目 標</b>   | (1) 総労働時間削減に向けた環境づくりをおこなっていく。<br>(2) 「仕事と育児・介護の両立」に関する研修の受講率を男女ともに70%以上とする。   |
| <b>3. 計画の公表</b> | 策定または変更した行動計画については、日本労信協のホームページや女性活躍・両立支援総合サイト（両立支援のひろば）へ掲載し公表しています。<br><a href="https://nihonroshinkyo.org/next.html">https://nihonroshinkyo.org/next.html</a> |

### 「健康経営」推進に向けた取組み

日本労信協は、健康増進への取組みを経営上のコストではなく戦略的な“投資”と位置付け、「労働金庫健康経営宣言」に基づいて「日本労信協行動計画」を策定し、生産性向上や医療費負担の削減、さらに成長性ある企業として社会的価値の向上を目指す「健康経営」を推進しています。その結果として、経済産業省が創設した健康経営優良法人認定制度において、健康経営優良法人2024（大規模法人部門）の認定を受けました。



### 日本労信協行動計画（第3期行動計画 2022年4月1日～2025年3月31日）

- ① 健康管理態勢の確立** .....  
産業医、保健師、総括衛生管理者、健康管理担当者が連携する態勢を維持するとともに、法令で定められている保健衛生委員会等の役割を履行する。
- ② 健康診断・事後措置の一体取組** .....  
健康診断と事後措置を一体的に取り組むことにより、職員の疾病の早期発見と生活習慣病等の予防効果を高める。
- ③ 過重労働対策** .....  
長時間労働による職員の健康障害を防止するため、時間外労働の削減および休暇取得を推進し、総労働時間削減を図る。
- ④ メンタルヘルス対策** .....  
ストレスチェック制度等を有効活用しながら日常的なケアを促進し、メンタルヘルス不調の未然防止に取り組む。
- ⑤ 受動喫煙対策** .....  
喫煙対策を社会的責任と認識し、法令遵守、役職員の健康管理の観点から取り組む。
- ⑥ 健康経営優良法人の継続認定** .....  
健康経営優良法人2022の認定を受け、引き続き継続認定を目指す。

# 資料編

## 1. 財務データ

- 貸借対照表 ..... 34
- 正味財産増減計算書 ..... 36
- 財務諸表に対する注記 ..... 38

## 2. 統計データ

- 事業概況推移 ..... 41
- 主要計数推移 ..... 46

## 3. コーポレートデータ

- 組織図 ..... 47
- 社員一覧 / 役員名簿 ..... 48
- あゆみ ..... 49
- 定款 ..... 50
- 事務所のご案内 ..... 53

### ○諸比率の定義・金額等表示方法

**定 義**

代位弁済率：保証債務平均残高に対する代位弁済の割合を示します。  
延滞率：保証債務残高に対する延滞の割合を示します。  
代弁能力係数：代位弁済原資（正味財産・債務保証損失引当金・貸倒引当金の合計から、必要基本財産と基本財産固定額を差し引いた額）の代位弁済リスク（2か月以上の延滞額）に対する倍率を示します。労働金庫の資産査定においては、優良保証の要件として、「代弁能力係数が1以上の保証機関の保証」であることが明示されています。

**表示方法**

◎件数・金額は表示された単位未満を切捨てて記載しています。  
◎増減率は、小数点第2位を四捨五入し第1位まで記載、諸比率は、小数点第3位を四捨五入し第2位まで記載しています。

110ページ

設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本信託におけるSDG+に関する取組み

2023年度決算報告

第8期中期経営計画総括

2023年度事業報告

第9期中期経営計画の概要

2024年度事業計画

経営管理体制

内部管理体制

トピックス

資料編

## 貸借対照表

【2024年3月31日現在】

(単位：円)

科 目	当年度 (2024.3.31)	前年度 (2023.3.31)	増 減
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	27,872,122,138	29,701,581,163	△ 1,829,459,025
未収保証料	2,051,265,783	1,953,314,776	97,951,007
未収金	127,684,072	126,362,006	1,322,066
有価証券	142,071,908,304	148,104,126,837	△ 6,032,218,533
未収利息	71,373,816	73,917,772	△ 2,543,956
その他流動資産	75,781,610	68,847,919	6,933,691
<b>流動資産合計</b>	<b>172,270,135,723</b>	<b>180,028,150,473</b>	<b>△ 7,758,014,750</b>
<b>2. 固定資産</b>			
(1) 基本財産			
寄付金積立資産	3,609,000,000	3,609,000,000	0
保証積立資産	127,530,112,116	124,884,100,066	2,646,012,050
<b>基本財産合計</b>	<b>131,139,112,116</b>	<b>128,493,100,066</b>	<b>2,646,012,050</b>
(2) 特定資産			
保証基盤安定化積立資産	108,136,654,878	99,063,179,427	9,073,475,451
退職給付引当資産	463,412,929	392,263,531	71,149,398
役員退任慰労引当資産	29,102,750	16,139,750	12,963,000
<b>特定資産合計</b>	<b>108,629,170,557</b>	<b>99,471,582,708</b>	<b>9,157,587,849</b>
(3) 求償権			
貸倒引当金	△ 52,328,816,901	△ 48,638,402,736	△ 3,690,414,165
(4) 保証債務見返	14,753,150,113,015	14,455,473,757,480	297,676,355,535
(5) その他固定資産			
建物	10,483,844	14,210,242	△ 3,726,398
什器備品	123,299,110	157,461,541	△ 34,162,431
建設仮勘定	125,535,190	15,181,350	110,353,840
電話加入権	1,491,876	1,491,876	0
ソフトウェア	2,022,093,450	2,843,372,610	△ 821,279,160
ソフトウェア仮勘定	47,041,830	8,407,160	38,634,670
敷金	254,935,546	256,881,962	△ 1,946,416
出資金	1,050,000	1,050,000	0
前払年金費用	71,663,389	0	71,663,389
<b>その他固定資産合計</b>	<b>2,657,594,235</b>	<b>3,298,056,741</b>	<b>△ 640,462,506</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>15,031,514,479,290</b>	<b>14,720,856,276,324</b>	<b>310,658,202,966</b>
<b>資産合計</b>	<b>15,203,784,615,013</b>	<b>14,900,884,426,797</b>	<b>302,900,188,216</b>

I 資産の部



【2024年3月31日現在】

(単位：円)

科 目	当年度 (2024.3.31)	前年度 (2023.3.31)	増 減
<b>Ⅱ 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	1,204,629,015	1,174,100,804	30,528,211
預り金	19,803,483	28,457,061	△ 8,653,578
賞与引当金	80,915,989	83,965,836	△ 3,049,847
その他の流動負債	1,114,561	671,377	443,184
流動負債合計	1,306,463,048	1,287,195,078	19,267,970
2. 固定負債			
保証債務	14,753,150,113,015	14,455,473,757,480	297,676,355,535
未経過保証料	96,792,347,123	100,368,611,962	△ 3,576,264,839
債務保証損失引当金	112,767,409,154	115,790,179,503	△ 3,022,770,349
退職給付引当金	463,412,929	392,263,531	71,149,398
役員退任慰労引当金	29,102,750	16,139,750	12,963,000
固定負債合計	14,963,202,384,971	14,672,040,952,226	291,161,432,745
負債合計	14,964,508,848,019	14,673,328,147,304	291,180,700,715
<b>Ⅲ 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
寄付金	3,609,000,000	3,609,000,000	0
指定正味財産合計	3,609,000,000	3,609,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 3,609,000,000)	( 3,609,000,000)	( 0)
(うち特定資産への充当額)	( 0)	( 0)	( 0)
2. 一般正味財産			
(1) 代替基金	2,000,000,000	2,000,000,000	0
(2) その他一般正味財産	233,666,766,994	221,947,279,493	11,719,487,501
一般正味財産合計	235,666,766,994	223,947,279,493	11,719,487,501
(うち基本財産への充当額)	(127,530,112,116)	(124,884,100,066)	( 2,646,012,050)
(うち特定資産への充当額)	(108,136,654,878)	( 99,063,179,427)	( 9,073,475,451)
正味財産合計	239,275,766,994	227,556,279,493	11,719,487,501
負債及び正味財産合計	15,203,784,615,013	14,900,884,426,797	302,900,188,216

## 正味財産増減計算書

[2023年4月1日から2024年3月31日まで]

(単位：円)

科目	当年度 (2023.4.1 ~ 2024.3.31)	前年度 (2022.4.1 ~ 2023.3.31)	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1. 経常増減の部</b>			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	91,704,305	95,950,127	△ 4,245,822
② 特定資産運用益			
特定資産受取利息	61,320,546	59,679,005	1,641,541
③ 事業収益			
保証料	23,784,113,218	23,351,907,740	432,205,478
受取損害金	3,042,531,435	2,892,463,183	150,068,252
償却求償権回収金	145,183,116	168,900,926	△ 23,717,810
譲受求償権回収益	34,966,240	52,702,731	△ 17,736,491
債権管理費回収金	275,361,255	241,614,102	33,747,153
④ 受取補助金等			
受取国庫補助金	23,501,483	17,670,638	5,830,845
⑤ 雑収益			
受取利息	2,151,521	2,343,955	△ 192,434
有価証券利息	43,700,457	38,946,191	4,754,266
受取配当金	10,190,035	9,489,912	700,123
受入手数料	595,200	595,200	0
受入団信保険料	158,963	196,895	△ 37,932
雑収益	13,922,006	5,647,246	8,274,760
経常収益計	27,529,399,780	26,938,107,851	591,291,929
(2) 経常費用			
① 事業費	[16,723,637,294]	[16,053,867,912]	[669,769,382]
貸倒損失	14,272,694	6,201,328	8,071,366
制度融資求償権償却費	23,405,610	18,146,072	5,259,538
貸倒引当金繰入額	12,199,555,091	9,971,369,439	2,228,185,652
債務保証損失引当金繰入額	0	1,586,793,491	△ 1,586,793,491
給料手当	813,614,903	819,259,406	△ 5,644,503
賞与引当金繰入額	64,597,964	68,474,326	△ 3,876,362
退職給付費用	40,812,156	58,559,503	△ 17,747,347
社会保険料	144,694,317	146,468,314	△ 1,773,997
人事厚生費	57,351,993	58,782,717	△ 1,430,724
会合費	5,099,266	1,723,590	3,375,676
会議費	2,097,202	699,779	1,397,423
広告宣伝費	3,027,420	1,962,620	1,064,800
交際費	272,530	50,194	222,336
旅費交通費	4,940,381	2,207,734	2,732,647
通信運搬費	81,561,370	80,051,020	1,510,350
建物減価償却費	2,981,119	3,256,916	△ 275,797
什器備品減価償却費	46,300,625	73,391,697	△ 27,091,072
ソフトウェア減価償却費	729,022,236	737,573,831	△ 8,551,595
敷金償却費	993,533	1,030,791	△ 37,258
備品費	21,887,223	15,241,090	6,646,133
事務用品費	38,585,604	31,133,001	7,452,603
図書費	207,240	302,931	△ 95,691
保全管理費	534,417,433	542,546,593	△ 8,129,160
給水光熱費	4,750,059	4,448,115	301,944
土地建物賃借料	206,696,039	198,923,932	7,772,107
事務機械賃借料	61,029,923	16,141,431	44,888,492
諸謝金	9,235,189	6,995,098	2,240,091
租税公課	34,458,369	34,954,543	△ 496,174
支払負担金	2,640,000	2,640,000	0
諸会費	1,862,596	959,596	903,000
信用調査費	29,170,565	23,865,733	5,304,832
債権管理費	311,854,131	392,380,007	△ 80,525,876
業務委託手数料	755,755,220	793,442,210	△ 37,686,990
支払団信保険料	19,058,178	19,661,730	△ 603,552
支払手数料	3,793,708	3,885,248	△ 91,540
事務委託費	453,592,117	329,932,469	123,659,648
雑費	43,290	411,417	△ 368,127



【2023年4月1日から2024年3月31日まで】

(単位：円)

科目	当年度 (2023.4.1～2024.3.31)	前年度 (2022.4.1～2023.3.31)	増減
② 管理費	[736,102,716]	[682,739,123]	[53,363,593]
役員報酬	119,751,960	112,153,850	7,598,110
役員退任慰労引当金繰入額	13,188,000	10,586,250	2,601,750
給料手当	166,812,072	152,220,108	14,591,964
賞与引当金繰入額	16,318,025	15,491,510	826,515
退職給付費用	9,973,764	11,337,276	△ 1,363,512
社会保険料	38,705,740	35,907,206	2,798,534
人事厚生費	21,608,151	21,403,974	204,177
会議費	6,219,979	4,081,308	2,138,671
交際費	618,254	107,487	510,767
旅費交通費	3,590,836	2,514,206	1,076,630
通信運搬費	5,613,345	4,366,211	1,247,134
建物減価償却費	745,279	667,079	78,200
什器備品減価償却費	11,575,156	15,032,034	△ 3,456,878
ソフトウェア減価償却費	182,255,558	151,069,338	31,186,220
敷金償却費	248,383	211,125	37,258
備品費	114,834	2,382,324	△ 2,267,490
事務用品費	327,400	494,751	△ 167,351
図書費	769,570	707,643	61,927
保全管理費	4,438,697	8,491,406	△ 4,052,709
給水光熱費	1,507,173	1,825,955	△ 318,782
土地建物賃借料	72,109,306	73,306,293	△ 1,196,987
事務機械賃借料	4,761,910	2,825,876	1,936,034
支払保険料	3,123,946	2,989,664	134,282
諸謝金	24,535,027	23,427,327	1,107,700
租税公課	920,200	925,000	△ 4,800
諸会費	657,200	557,200	100,000
支払寄付金	22,000,000	22,000,000	0
支払手数料	222,658	162,726	59,932
事務委託費	3,342,649	5,376,901	△ 2,034,252
雑費	47,644	117,095	△ 69,451
経常費用計	17,459,740,010	16,736,607,035	723,132,975
当期経常増減額	10,069,659,770	10,201,500,816	△ 131,841,046
<b>2. 経常外増減の部</b>			
(1) 経常外収益			
① 債務保証損失引当金戻入益	1,649,827,738	0	1,649,827,738
② 保証債務承継一時金	0	1,349,698,750	△ 1,349,698,750
経常外収益計	1,649,827,738	1,349,698,750	300,128,988
(2) 経常外費用			
① 固定資産除却損			
什器備品除却損	7	62,648	△ 62,641
経常外費用計	7	62,648	△ 62,641
当期経常外増減額	1,649,827,731	1,349,636,102	300,191,629
当期一般正味財産増減額	11,719,487,501	11,551,136,918	168,350,583
一般正味財産期首残高	223,947,279,493	212,396,142,575	11,551,136,918
一般正味財産期末残高	235,666,766,994	223,947,279,493	11,719,487,501
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,609,000,000	3,609,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,609,000,000	3,609,000,000	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>239,275,766,994</b>	<b>227,556,279,493</b>	<b>11,719,487,501</b>

## 財務諸表に対する注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）又は移動平均法による原価法によっている。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①建物

定率法によっている。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備は定額法によっている。

##### ②什器備品

定率法によっている。

##### ③ソフトウェア

法人内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、当期末における損失発生見込額を計上している。

##### ②貸倒引当金

求償権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

##### ③賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

##### ④退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

##### ⑤役員退任慰労引当金

役員退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上している。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

### 2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
<b>基本財産</b>				
寄付金積立資産	3,609,000,000	-	-	3,609,000,000
保証積立資産	124,884,100,066	2,646,012,050	-	127,530,112,116
小計	128,493,100,066	2,646,012,050	-	131,139,112,116
<b>特定資産</b>				
保証基盤安定化積立資産	99,063,179,427	9,073,475,451	-	108,136,654,878
退職給付引当資産	392,263,531	71,149,398	-	463,412,929
役員退任慰労引当資産	16,139,750	12,963,000	-	29,102,750
小計	99,471,582,708	9,157,587,849	-	108,629,170,557
合計	227,964,682,774	11,803,599,899	-	239,768,282,673





### 3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
<b>基本財産</b>				
寄付金積立資産	3,609,000,000	(3,609,000,000)	-	-
保証積立資産	127,530,112,116	-	(127,530,112,116)	-
小計	131,139,112,116	(3,609,000,000)	(127,530,112,116)	-
<b>特定資産</b>				
保証基盤安定化積立資産	108,136,654,878	-	(108,136,654,878)	-
退職給付引当資産	463,412,929	-	-	(463,412,929)
役員退任慰労引当資産	29,102,750	-	-	(29,102,750)
小計	108,629,170,557	-	(108,136,654,878)	(492,515,679)
合計	239,768,282,673	(3,609,000,000)	(235,666,766,994)	(492,515,679)

### 4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	143,810,731	133,326,887	10,483,844
什器備品	518,132,939	394,833,829	123,299,110
ソフトウェア	4,719,015,060	2,696,921,610	2,022,093,450
合計	5,380,958,730	3,225,082,326	2,155,876,404

### 5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第372回利付国債(10年)	2,476,050,420	2,525,500,000	49,449,580
譲渡性預金	379,285,331,298	379,285,331,298	0
合計	381,761,381,718	381,810,831,298	49,449,580

### 6 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
<b>補助金</b>						
雇用開発支援等補助金(就職安定資金融資事業費)	厚生労働省	-	5,379,624	5,379,624	-	
高齢者就業機会確保等補助金(長期失業者分)	厚生労働省	-	3,022,193	3,022,193	-	
緊急人材育成支援補助金(旧緊急人材育成・就職支援)	厚生労働省	-	164,851	164,851	-	
雇用開発支援等補助金(就職促進)	厚生労働省	-	600,000	600,000	-	
雇用開発支援等補助金(技能者育成)	厚生労働省	-	5,339,595	5,339,595	-	
求職者訓練受講支援補助金(求職者支援)	厚生労働省	-	8,995,220	8,995,220	-	
合計		-	23,501,483	23,501,483	-	

## 7 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
<b>代替基金</b>				
日本労協第1回基金	2,000,000,000	-	-	2,000,000,000
代替基金 計	2,000,000,000	-	-	2,000,000,000

## 8 金融商品関係

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当協会は、労働金庫の融資を利用する勤労者への信用保証を行う信用保証業を行っている一般社団法人であり、資金運用については定期預金、譲渡性預金及び国債の運用を行っている。なお、貸借対照表上の「有価証券」は、全て譲渡性預金である。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当協会の保有する金融資産は、主として定期預金、譲渡性預金及び国債であり、市場金利の推移や流動性の確保に注意を払いながら、安全かつ効率的に資金運用を行っている。信用力の高い金融機関の定期預金及び譲渡性預金と、格付の高い国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少である。債務保証契約及び求償権は、債務者の所得環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があるが、保証業務取扱規程、求償権管理回収規程等に従い、与信管理に関する体制を整備し運営している。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略している。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
<b>① 預け金</b>			
現金預金	27,872,122,138	27,872,122,138	0
有価証券	142,071,908,304	142,071,908,304	0
寄付金積立資産	3,609,000,000	3,609,000,000	0
保証積立資産	127,530,112,116	127,530,112,116	0
保証基盤安定化積立資産	105,660,604,458	105,660,604,458	0
退職給付引当資産	463,412,929	463,412,929	0
役員退任慰労引当資産	29,102,750	29,102,750	0
計	407,236,262,695	407,236,262,695	0
<b>② 債券</b>			
保証基盤安定化積立資産	2,476,050,420	2,525,500,000	49,449,580
計	2,476,050,420	2,525,500,000	49,449,580
<b>③ 求償権</b>			
貸倒引当金 (*)	△ 52,328,816,901		
計	35,938,489,367	35,938,489,367	0
<b>④ 債務保証契約</b>			
	14,753,150,113,015	105,783,644,518	

(\*) 求償権に対応する貸倒引当金を控除している。

(注) 金融商品の時価の算定方法

#### ① 預け金

有価証券は全て譲渡性預金である。

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としている。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定している。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としている。

#### ② 債券

債券は全て国債であり、市場価格を用いている。

#### ③ 求償権

求償権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

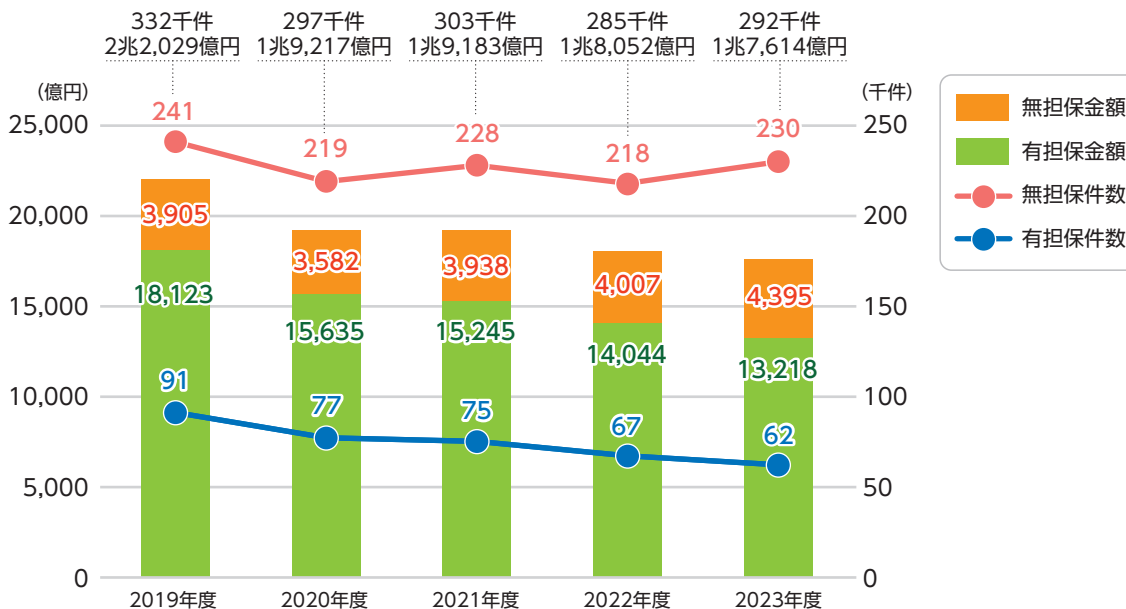
#### ④ 債務保証契約

債務保証契約は、契約上の保証料の現在価値と将来の期待損失の現在価値との差額を時価としている。

事業概況推移

※国の損失補填付事業の保証に係る実績を除いています。

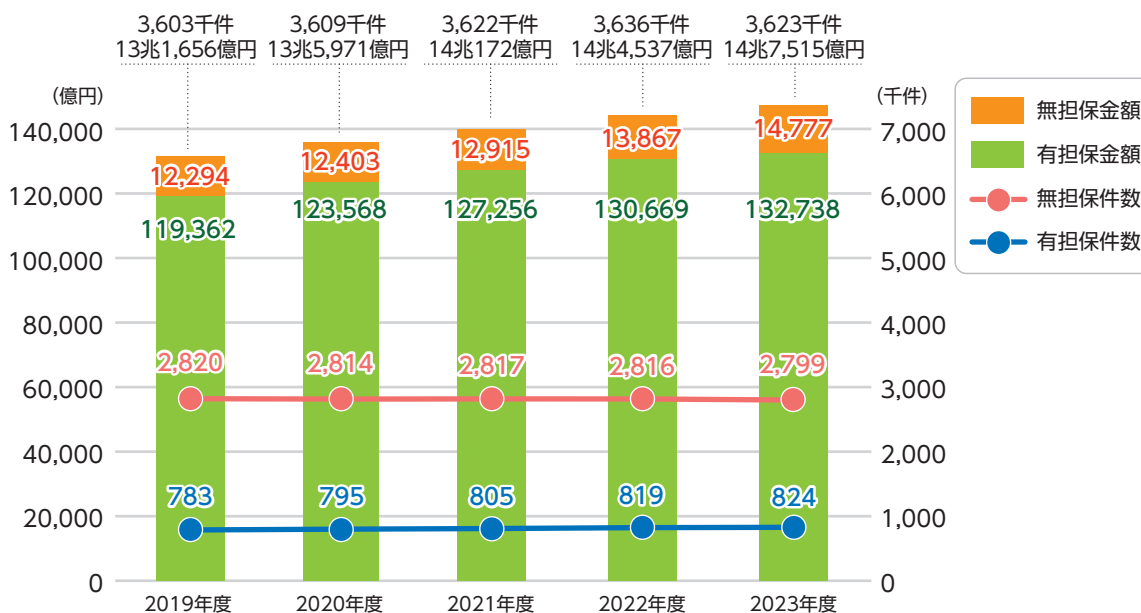
新規保証引受



2023年度の新規保証引受は、292千件・1兆7,614億円となり、2022年度と比較すると、7千件の増加・438億円の減少となりました。

担保区分ごとに2022年度と比較すると、無担保が12千件・388億円増加し、有担保が5千件・826億円減少しました。

保証債務残高



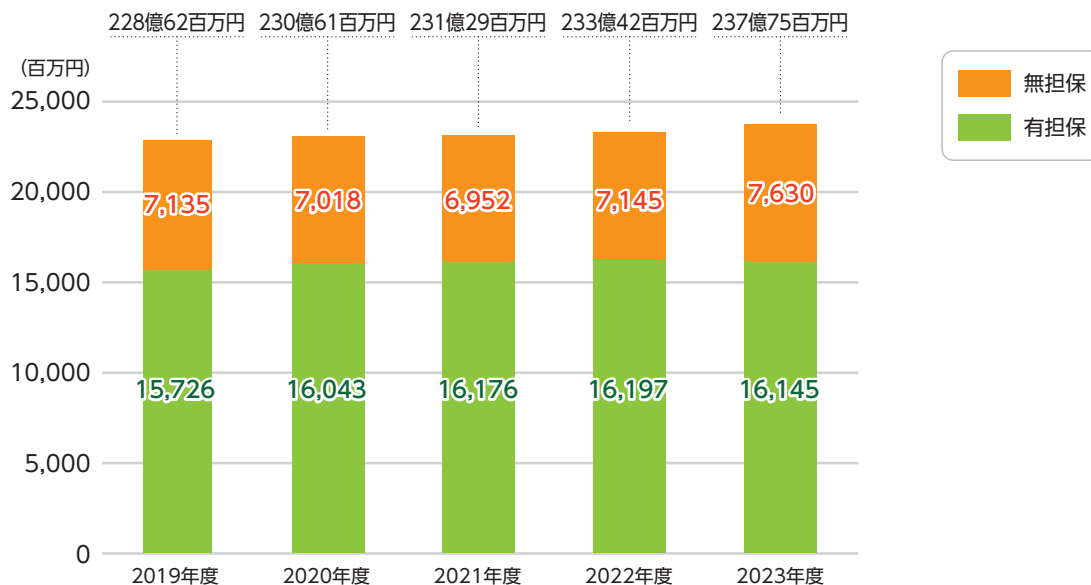
2023年度末の保証債務残高は、3,623千件・14兆7,515億円となり、2022年度末と比較すると、12千件減少したものの、金額は2,978億円の増加となりました。

担保区分ごとに2022年度末と比較すると、無担保の件数は17千件減少したものの、金額は909億円増加し、有担保が4千件・2,068億円増加しました。

- 1. 概要
- 2. 設立と役割
- 3. 事業の仕組み
- 4. 保証制度の概要
- 5. 日本信託銀行のSDGに関する取組み
- 6. 2023年度の決算報告
- 7. 第8期中期経営計画総括
- 8. 2023年度事業報告
- 9. 第9期中期経営計画の概要
- 10. 2024年度事業計画
- 11. 経営管理体制
- 12. 内部管理体制
- 13. トピックス
- 資料編

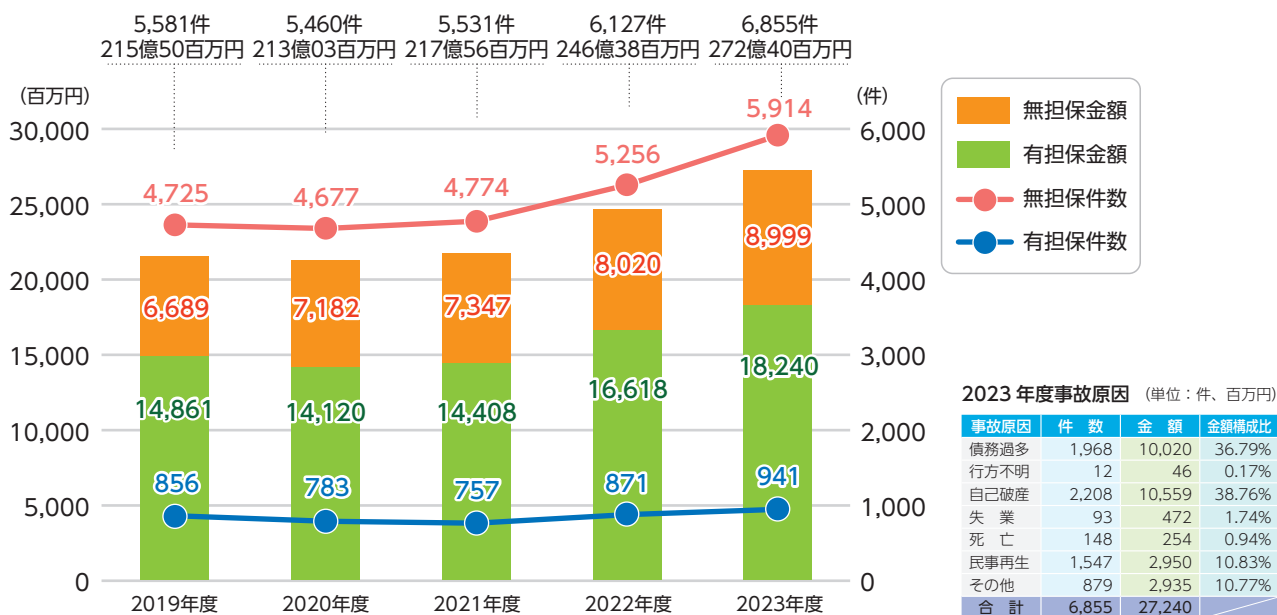
## 事業概況推移

### 決算保証料



2023年度の決算保証料は、237億75百万円となり、2022年度と比較すると、4億33百万円の増加となりました。担保区分ごとに2022年度と比較すると、無担保が4億85百万円増加し、有担保が52百万円減少しました。

### 代位弁済



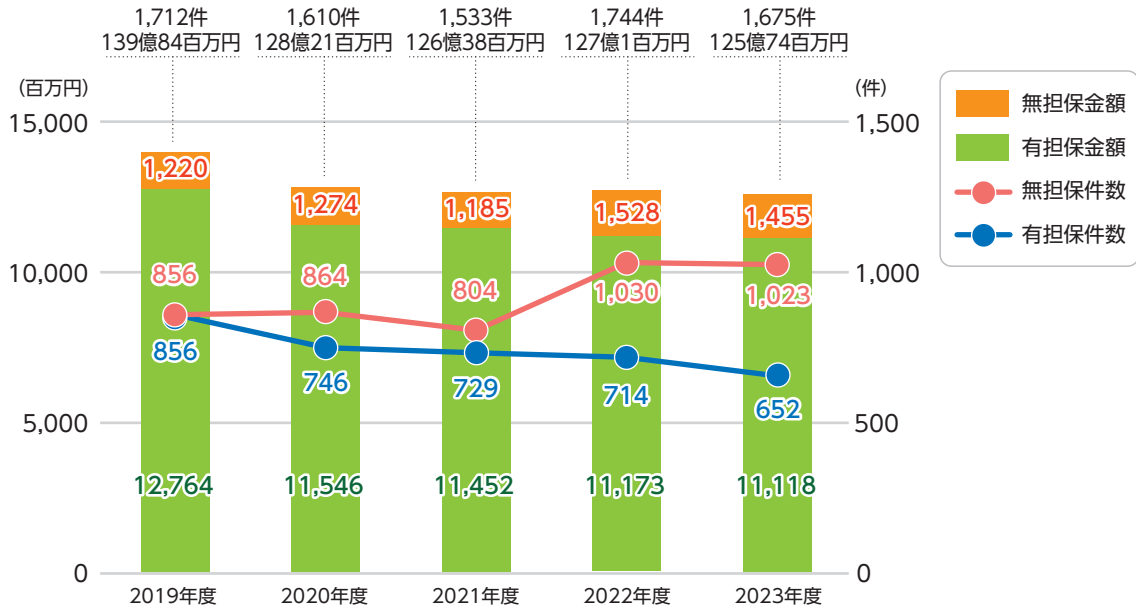
2023年度の代位弁済は、6,855件、272億40百万円となり、2022年度と比較すると、728件・26億1百万円の増加となりました。

担保区分ごとに2022年度と比較すると、無担保が658件・9億79百万円、有担保が70件・16億21百万円増加しました。



※国の損失補填付事業の保証に係る実績を除いています。

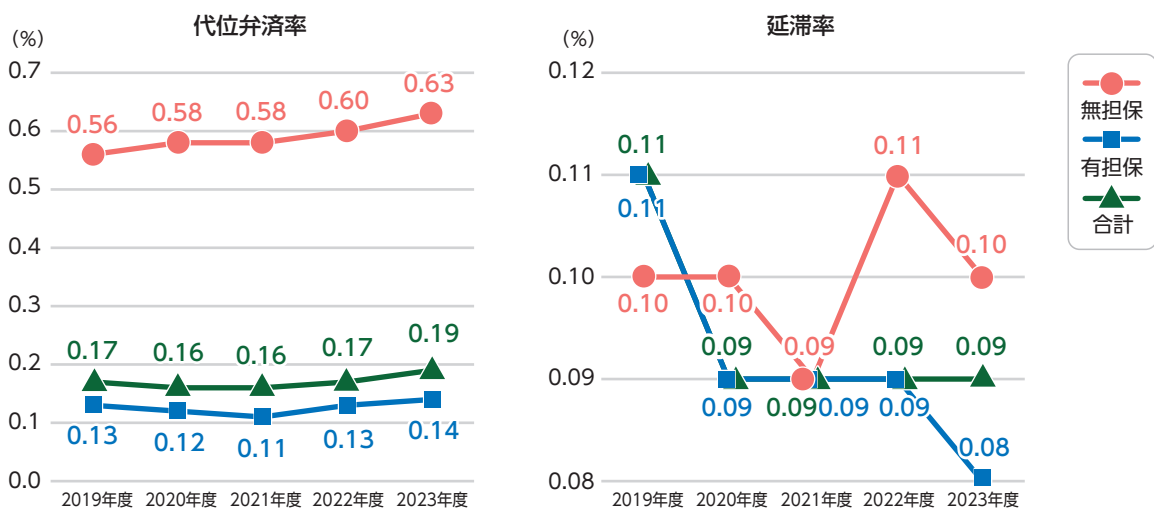
### 付保証延滞残高



2023年度末の付保証延滞残高は、1,675件・125億74百万円となり、2022年度末と比較すると、69件・1億27百万円の減少となりました。

担保区分ごとに2022年度末と比較すると、無担保が7件・72百万円、有担保が62件・55百万円減少しました。

### 代位弁済率および延滞率



2023年度の代位弁済率は、0.19%となり、2022年度と比較すると0.02ポイント増加となりました。

担保区分ごとに2022年度と比較すると、無担保が0.03ポイント、有担保が0.01ポイント増加しました。

2023年度末の延滞率は、2022年度から変動なく0.09%となりました。

担保区分ごとに2022年度末と比較すると、無担保、有担保ともに0.01ポイント減少しました。

1/1

設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本信託銀行のSDGに貢献する取組み

2023年度決算報告

第8期中期経営計画総括

2023年度事業報告

第9期中期経営計画の概要

2024年度事業計画

経営管理体制

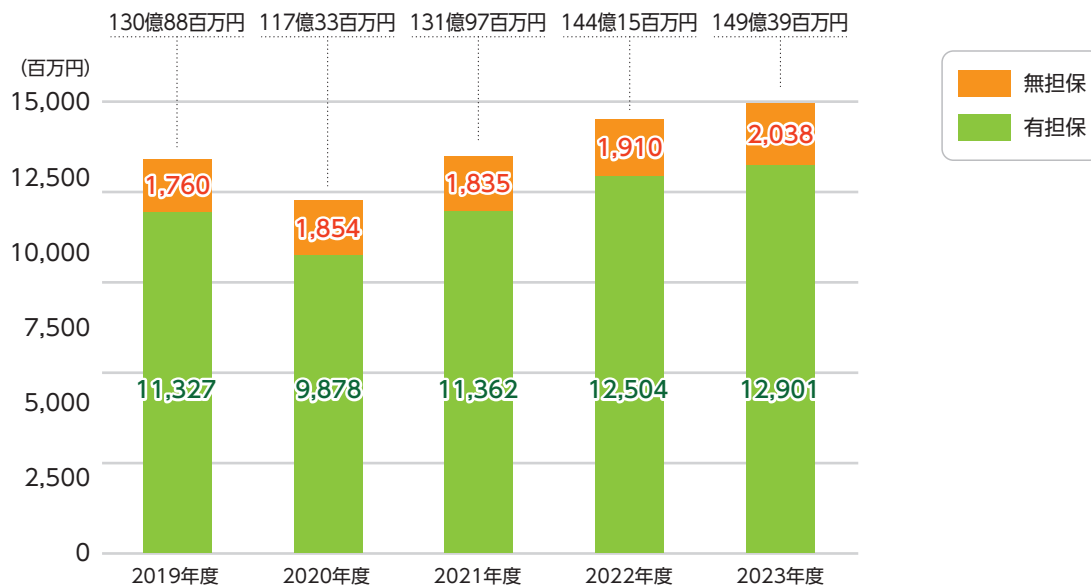
内部管理体制

トピックス

資料編

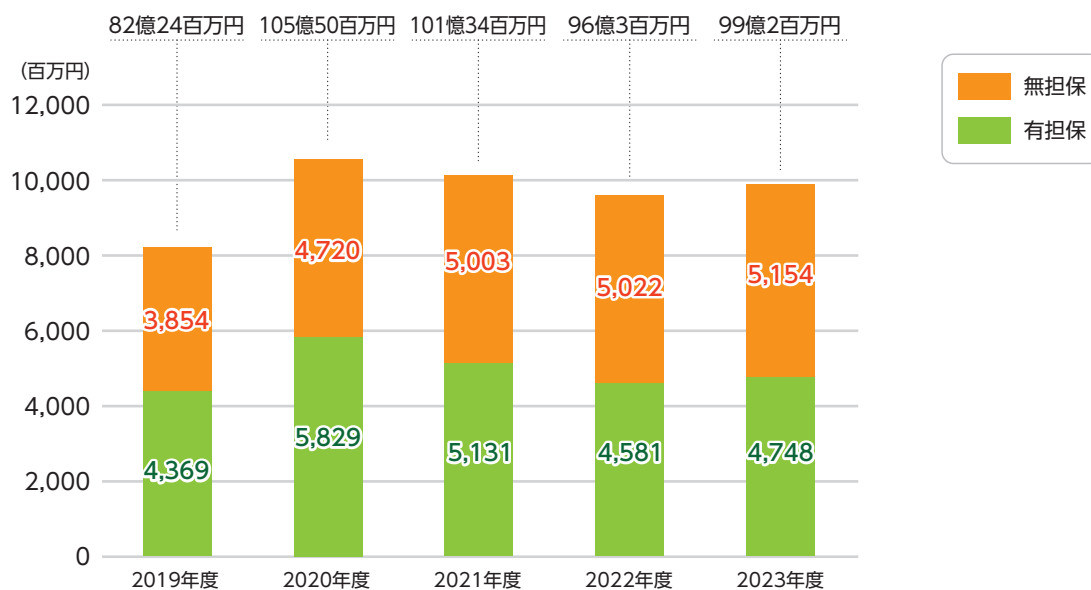
## 事業概況推移

### 求償権回収金



2023年度の求償権回収金は、149億39百万円となり、2022年度と比較すると、5億24百万円の増加となりました。担保区分ごとに2022年度と比較すると、無担保が1億27百万円、有担保が3億96百万円増加しました。

### 求償権償却額

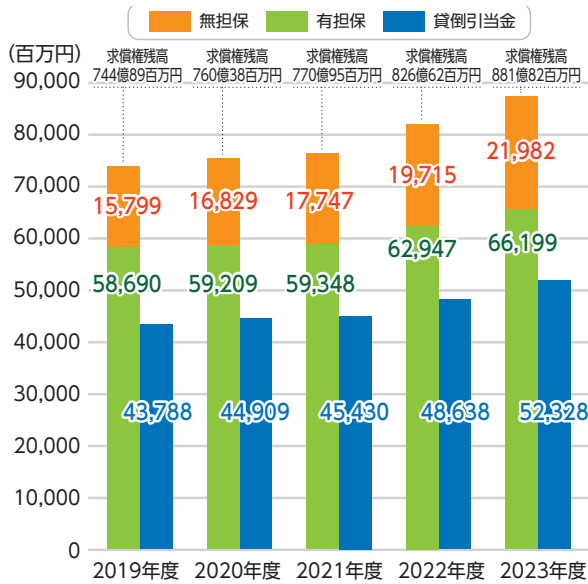


2023年度の求償権償却額は、99億2百万円となり、2022年度と比較すると、2億98百万円の増加となりました。

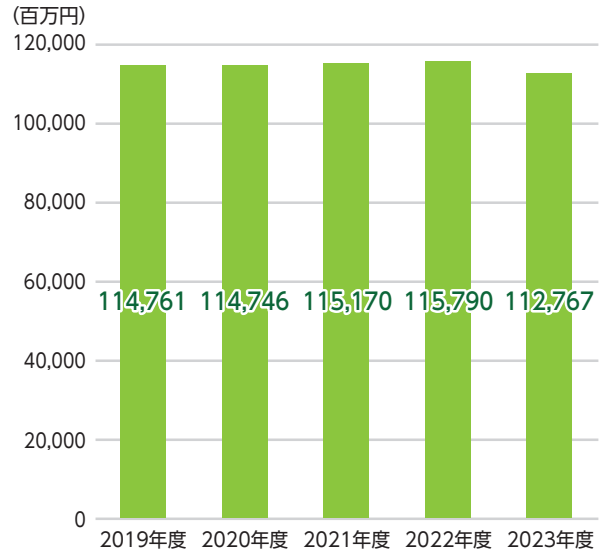


※国の損失補填付事業の保証に係る実績を除いています。

### 期末求償権残高と貸倒引当金

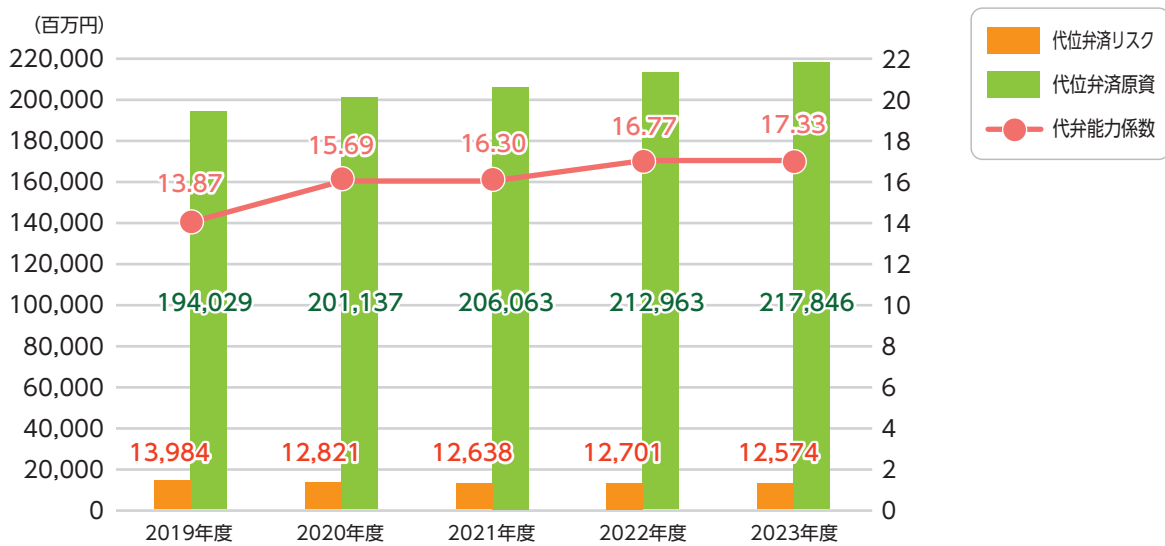


### 債務保証損失引当金



2023年度末の求償権残高は、881億82百万円となり、2022年度末と比較すると、55億19百万円の増加となりました。2023年度の貸倒引当金は、523億28百万円となり、2022年度と比較すると、36億90百万円の増加となりました。2023年度の債務保証損失引当金は、1,127億67百万円となり、2022年度と比較すると、30億22百万円の減少となりました。

### 代弁能力係数



2023年度の代弁能力係数は、17.33となり、2022年度と比較すると、0.56ポイント増加となりました。

1. 概要

2. 設立と役割

3. 事業の仕組み

4. 保証制度の概要

5. 日本信託銀行との関係

6. 2023年度の決算報告

7. 第8期中期経営計画の総括

8. 2023年度の事業報告

9. 第9期中期経営計画の概要

10. 2024年度の事業計画

11. 経営管理体制

12. 内部管理体制

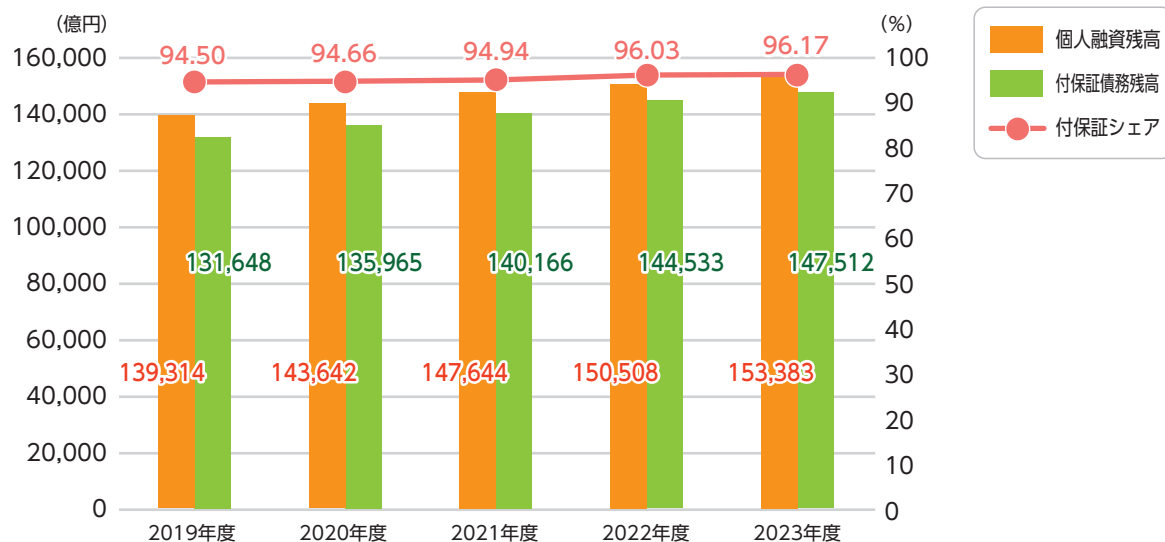
13. トピックス

14. 資料編

## 事業概況推移

※国の損失補填付事業の保証に係る実績を除いています。

### 労働金庫の個人融資に占める付保証シェア



労働金庫の個人融資に占める、日本労信協保証の割合を残高ベースで示したものです。

2023年度末の付保証シェアは、96.17%となり、2022年度末と比較すると0.14ポイント増加となりました。

## 主要計数推移

【2019年度～2023年度】

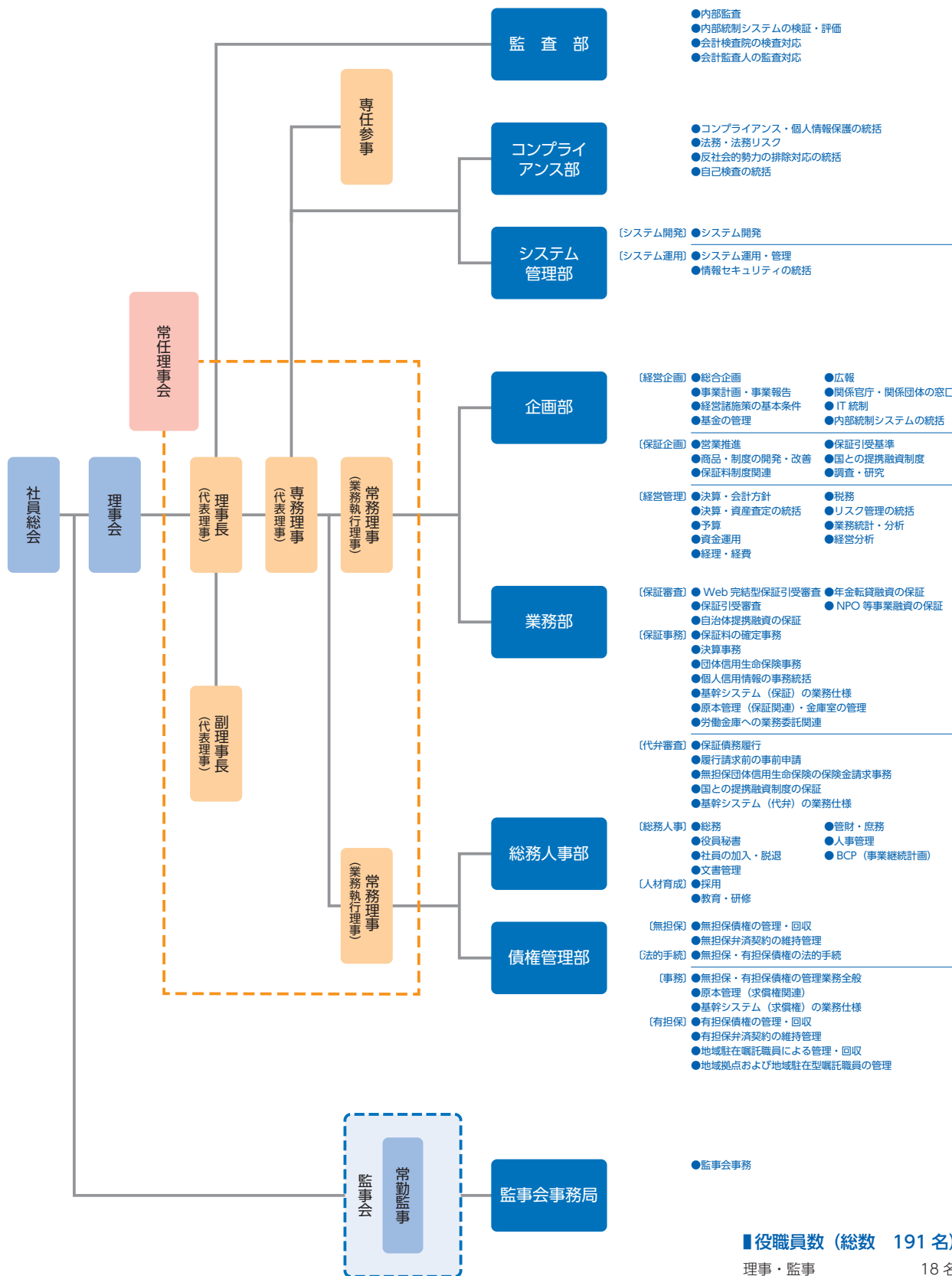
(単位：件、百万円)

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
基本財産		117,050	120,883	124,614	128,493	131,139
	寄付金	3,609	3,609	3,609	3,609	3,609
	保証積立資産	113,441	117,274	121,005	124,884	127,530
新規保証引受	件数	332,859	297,064	303,327	285,672	292,950
	金額	2,202,959	1,921,779	1,918,311	1,805,208	1,761,404
保証債務残高	件数	3,603,978	3,609,524	3,622,638	3,636,002	3,623,582
	金額	13,165,658	13,597,195	14,017,207	14,453,736	14,751,553
決算保証料		22,862	23,061	23,129	23,342	23,775
付保証延滞残高	件数	1,712	1,610	1,533	1,744	1,675
	金額	13,984	12,821	12,638	12,701	12,574
代位弁済	件数	5,581	5,460	5,531	6,127	6,855
	金額	21,550	21,303	21,756	24,638	27,240
求償権残高	件数	23,725	23,620	23,894	25,547	27,036
	金額	74,489	76,038	77,095	82,662	88,182
求償権回収金		13,088	11,733	13,197	14,415	14,939



## 日本労信協組織図

2024年6月28日現在



### ■ 役員員数 (総数 191名)

理事・監事	18名
相談役	4名
専任参事	1名
職員	124名
嘱託職員	25名
地域常駐	12名
派遣職員	7名

11月31日  
設立と役割  
事業の仕組み  
保証制度の概要  
日本信協におけるSDGの取り組み  
2023年度決算報告  
第8期中期経営計画総括  
2023年度事業報告  
第9期中期経営計画の概要  
2024年度事業計画  
経営管理体制  
内部管理態勢  
トピックス  
資料編

## 社員一覧

2024年6月28日現在

### 労働金庫

北海道労働金庫  
 東北労働金庫  
 中央労働金庫  
 新潟県労働金庫  
 長野県労働金庫  
 静岡県労働金庫  
 北陸労働金庫  
 東海労働金庫  
 近畿労働金庫  
 中国労働金庫  
 四国労働金庫  
 九州労働金庫  
 沖縄県労働金庫

### 労(勤)信協

北海道勤労者信用基金協会  
 静岡県勤労者信用基金協会  
 富山県勤労者信用基金協会  
 石川県労働者信用基金協会  
 福井県労働者信用基金協会

### 労働金庫連合会

合計 19 社員

## 役員名簿

2024年6月28日現在

理事長	砂金 良昭*	一般社団法人 日本労働者信用基金協会
副理事長	松迫 卓男*	一般社団法人 全国労働金庫協会 副理事長
専務理事	小野 隆*	一般社団法人 日本労働者信用基金協会
常務理事	富高 誠*	一般社団法人 日本労働者信用基金協会
常務理事	杉山 紀恵*	一般社団法人 日本労働者信用基金協会
理事	杉山 元	北海道労働金庫 理事長
理事	杉浦 賢次	中央労働金庫 理事長
理事	佐々木 龍也	東海労働金庫 理事長
理事	山本 昌則	近畿労働金庫 専務理事
理事	山本 新彦	九州労働金庫 理事長
理事	谷村 昌昭	労働金庫連合会 専務理事
理事	南部 美智代*	労働者福祉中央協議会 事務局長
理事	小熊 栄*	日本労働組合総連合会 副事務局長
理事	勝木 江津子*	東京協立法律事務所 弁護士
理事	林 晃司*	マイスター会計事務所 代表 公認会計士
常勤監事	鈴木 俊克*	一般社団法人 日本労働者信用基金協会
監事	瀬光 秀昭	中国労働金庫 常務理事
監事	鈴木 宏明*	(前) 公益社団法人 成年後見センターリーガルサポート

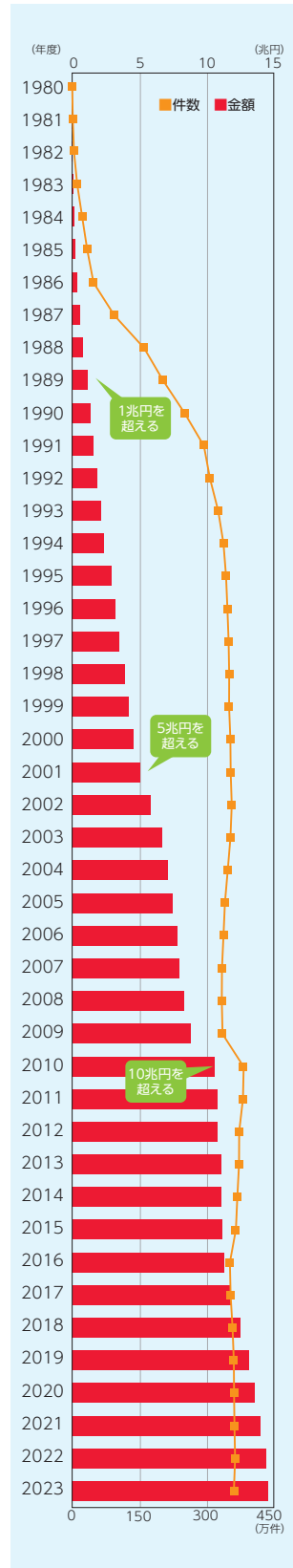
\* 社員外役員となります。



# あゆみ

1980年 6月	日本労働者信用基金協会創立総会開催 *事務所は港区新橋2丁目12番地7号「労金新橋ビル」
7月	大蔵・労働大臣へ設立許可申請
8月	社団法人設立許可 保証債務および損害補償債務の最高限度額を「基本財産の80倍」に設定
10月	信用保証事業開始
1983年 9月	旧保証システム稼働
1984年 4月	事務所移転 *港区新橋5丁目10番地5号「同和ビル」に移転
6月	保証債務および損害補償債務の最高限度額を「基本財産の150倍」に引上げ
1988年 1月	旧求償権システム稼働
6月	事務所移転 *千代田区神田駿河台2丁目9番地「駿河台フジビュービル」に移転
1989年 11月	保証債務残高が1兆円を超える
1991年 4月	保証料体系の改定
1994年 6月	事務所移転 *千代田区神田駿河台2丁目2番地「御茶ノ水杏雲ビル」に移転
1997年 4月	求償担保方式導入
1998年 4月	求償権管理・回収直轄化方針の策定
2000年 5月	事務所移転 *文京区後楽1丁目4番14号「後楽森ビル」に移転
2001年 4月	組織区分別保証料率導入
5月	新求償権システム（前求償権システム）稼働
2002年 3月	保証債務残高が5兆円を超える
2003年 4月	地域駐在嘱託職員配置
2004年 2月	全国版信用リスク管理システム（RANP）稼働
2005年 4月	変動保証料制度導入
2006年 4月	階層別保証料率制度導入
2007年 7月	新保証システム（前保証システム）稼働
2008年 12月	就職安定資金融資の保証引受開始（2010.9新規取扱終了）
2009年 8月	訓練・生活支援資金融資の保証引受開始 （2011.10後継事業「求職者支援資金融資制度」に移行）
2010年 3月	日本労信協「理念」制定
10月	保証債務残高が10兆円を超える
11月	代弁審査システム（D-TWIN）稼働
2011年 3月	東日本大震災被災者救済を目的とした無担保融資に係る保証引受開始
5月	技能者育成資金融資の保証引受開始
8月	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」への対応開始
10月	求職者支援資金融資の保証引受開始
2012年 4月	非営利型一般社団法人へ移行 西日本事務所開設 *大阪市淀川区西宮原1丁目6番44号 近畿労働金庫 新大阪事務所内
2013年 4月	NPO等非営利法人事業融資の保証引受開始
6月	次世代認定マーク（愛称：くるみん）を取得
2014年 4月	西日本事務所移転 *大阪市淀川区宮原3丁目5番36号「新大阪トラストタワー」に移転
2015年 4月	札幌事務所開設 *札幌市豊平区豊平4条3丁目1番地1号「シャルム豊平」
2016年 3月	求償権回収におけるコンビニ入金の取扱いを開始
2017年 4月	平成28年熊本地震被災者救済を目的とした無担保融資に係る保証引受開始 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」への対応開始
2018年 3月	札幌事務所閉所 西日本事務所移転 *大阪府吹田市豊津町10番34号「井門江坂駅前ビル」に移転
10月	Web完結型保証審査（カードローン）取扱開始
2019年 10月	労働金庫へデータ分析ツール提供
2020年 3月	全国労働者信用基金協会連合会の解散（2020.2.17臨時総会にて決議）
2021年 5月	保証・代弁・求償権の3システムを統合した新基幹システム稼働
9月	Web完結型保証審査（無担保保証書貸付）取扱開始
2022年 3月	健康経営優良法人（大規模法人部門）認定
2023年 4月	AIを用いたWeb完結型保証審査を開始
2024年 3月	西日本事務所閉所

### 【期末保証債務残高の推移】



### 【保証事業を譲り受けた 労(勤)信協】

1994年 3月	高知県労信協
1999年 1月	島根県勤信協
3月	広島県勤信協
	香川県勤信協
2000年 1月	栃木県勤信協
3月	宮城県勤信協
9月	大分県勤信協
2001年 2月	長崎県勤信協
3月	岡山県勤信協
	徳島県勤信協
	福岡県勤信協
	佐賀県勤信協
9月	滋賀県勤信協
11月	奈良県勤信協
	和歌山県勤信協
2002年 3月	岩手県勤信協
	福島県勤信協
	熊本県勤信協
	鹿児島県勤信協
9月	青森県勤信協
	秋田県勤信協
11月	京都府勤信協
	兵庫県勤信協
2003年 3月	山梨県勤信協
9月	愛媛県勤信協
10月	大阪府勤信協
2004年 1月	長野県勤信協
3月	千葉県勤信協
	岐阜県勤信協
4月	沖縄県勤信協
9月	愛知県勤信協
11月	三重県勤信協
2006年 1月	山口県福基協
2010年 11月	茨城県勤信協
	群馬県勤信協
	埼玉県勤信協
	東京共同保証
	神奈川県勤信協
2013年 8月	山形県勤信協
2022年 10月	新潟県勤信協

### 【保証限度額の推移】

年月		1980.10	1981.9	1983.3	1989.4	2001.3	2014.10
保証限度額	無担保	300万円	500万円	500万円	500万円	1,000万円	2,000万円
	有担保	2,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	1億円

※ 2024年4月現在の保証制度の概要はP6参照

11月1日  
設立と役割  
事業の仕組み  
保証制度の概要  
日本信協によるSDGへの取り組み  
2023年度決算報告  
第8期中期経営計画の総括  
2023年度事業報告  
第9期中期経営計画の概要  
2024年度事業計画  
経営管理体制  
内部管理態勢  
トピックス  
資料編

## 定 款

### 第 1 章 総則

#### (名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本労働者信用基金協会と称する。

#### (事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。  
2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

### 第 2 章 目的および事業

#### (目的)

第 3 条 この法人は、労働者への融資の円滑のために公益性に根ざした信用保証事業を行い、もって労働者とその家族が安心して生活できる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 労働金庫が行う労働者およびその労働者と生計を一にする配偶者その他の親族に対する融資に係る債務保証  
(2) 労働金庫が行う国および独立行政法人の融資制度に係る債務保証  
(3) 労働金庫および他の金融機関が行う労働者を対象とする自治体提携融資に係る債務保証  
(4) 労働者信用基金協会（この法人と類似の事業を行う各都道府県単位に設立される法人（以下「労信協」という。）の信用保証事業の承継に伴う労働金庫以外の金融機関が行う労働者に対する生活資金および住宅資金の融資に係る債務保証  
(5) 労働金庫が行う特定非営利活動法人等非営利法人への融資に係る債務保証  
(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業  
2 前項の事業は、日本国内において行うものとする。  
3 第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する業務の方法は、業務方法書に定める。

#### (保証債務の最高限度)

第 5 条 この法人の保証債務の最高限度額は、基本財産の 150 倍とする。

### 第 3 章 社員

#### (社員の資格)

第 6 条 この法人の社員たる資格を有する者は、次に掲げる者でこの法人の目的および事業に賛同する者とする。  
(1) 労働金庫  
(2) 労信協  
(3) 労働金庫連合会

#### (社員の資格の取得)

第 7 条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

#### (任意退社)

第 8 条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意に退社することができる。

#### (除名)

第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。  
(1) この定款その他の規則に違反したとき。  
(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。  
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。  
2 前項の規定により社員を除名しようとする場合には、その社員に社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

#### (社員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。  
(1) 当該社員が解散したとき。  
(2) 総社員が同意したとき。

### 第 4 章 社員総会

#### (構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

#### (議決権)

第 12 条 社員総会における議決権は、1 社員につき 1 個とする。

#### (権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事、監事および会計監査人の選任または解任ならびに会計監査人を再任しないこと
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 解散および残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

#### (開催)

第 14 条 この法人の社員総会は、定時社員総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

#### (招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。  
2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

#### (議長)

第 16 条 社員総会の議長は、理事長が当たる。

#### (定数)

第 17 条 社員総会は、総社員の過半数が出席しなければ成立しない。

#### (決議)

第 18 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。  
(1) 社員の除名  
(2) 監事の解任  
(3) 定款の変更  
(4) 解散  
(5) その他法令で定められた事項

#### (議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 議長および議長の指名した出席社員 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

### 第 5 章 役員および会計監査人

#### (役員および会計監査人の設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。  
(1) 理事 11 名以上 15 名以内  
(2) 監事 2 名以上 3 名以内  
2 理事のうち 3 名を代表理事とする。  
3 代表理事以外の理事のうち 2 名以内を業務執行理事とする。  
4 この法人に会計監査人を置く。

#### (役員および会計監査人の選任)

第 21 条 理事および監事ならびに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。  
なお、社員総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。  
2 理事および監事は、社員の役職員の中から選任する。ただし、理事のうち 9 名以内、監事のうち 2 名以内は、社員の役職員以外の者の中から選任することができる。  
3 第 1 項の決議によって選任された理事のうちから、理事会において代表理事として理事長 1 名、副理事長 1 名、および専務理事 1 名を選定する。  
4 第 1 項の決議によって選任された理事のうちから、理事会において業務執行理事として常務理事 2 名以内を選定する。

#### (理事の職務および権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  
2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。  
3 理事長は、会務を総理する。  
4 副理事長は、理事長が欠けたとき、または理事長に事故あるときは、その職務を代行する。  
5 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して業務を統括し、理事長および副理事長が欠けたとき、または理事長および副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。



- 6 常務理事は、代表理事を補佐して業務を執行する。
- 7 代表理事および業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

**(監事の職務および権限)**

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

**(会計監査人の職務および権限)**

- 第24条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧および謄写をし、または理事および使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
    - (1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
    - (2) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものを

**(役員および会計監査人の任期)**

- 第25条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により選任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。
  - 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

**(役員および会計監査人の解任等)**

- 第26条 理事、監事および会計監査人の解任ならびに会計監査人を再任しないことについては、社員総会の決議による。
- なお、社員総会に提出する会計監査人の解任および再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。
- 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨および解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。
    - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
    - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
    - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

**(役員および会計監査人の報酬等)**

- 第27条 理事の報酬等は、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める支給基準に従って支給することができる。
- 2 監事の報酬等は、社員総会において定める総額の範囲内で、監事の協議によって定める。
  - 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

**(責任免除または限定)**

- 第28条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第114条の規定により、理事および監事ならびに会計監査人の同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に従い、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。
- 2 この法人は、一般法人法第115条の規定により、非業務執行理事等の同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に従い、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

**(構成)**

- 第29条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

**(権限)**

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産の処分および譲受け
    - (2) 多額の借財
    - (3) 重要な使用人の選任および解任
    - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止
    - (5) 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
    - (6) 第28条第1項の責任の免除および同条第2項の責任限定契約の締結

**(招集)**

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、第22条第4項または第5項に拠り、副理事長または専務理事が理事会を招集する。

**(議長)**

- 第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

**(定足数)**

- 第33条 理事会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

**(決議)**

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

**(決議の省略)**

- 第34条の2 この法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

**(議事録)**

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事が出席しなかった場合は、出席した理事および監事が記名押印する。
  - 3 前条により決議の省略があった場合は、議事録作成に係る職務を行った理事が第1項の議事録に記名押印する。

**(常任理事会)**

- 第36条 この法人に常任理事会を置く。
- 2 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事で構成する。
  - 3 常任理事会は、理事会より委任を受けた事項について協議し、決議することができる。
  - 4 監事は、必要があると認めるときは、常任理事会に出席し、意見を述べることができる。
  - 5 第1項の常任理事会に関する規程は、理事会において別に定める。

## 第7章 委員会

**(委員会)**

- 第37条 この法人は、理事会が必要であると認めるときに、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の任務、構成および議事の運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める委員会規程による。

## 第8章 事務局

**(事務局)**

- 第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置き、理事長が任免する。
  - 3 事務局の組織および運営に関する事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

## 定 款

### 第 9 章 資産および会計

#### (基本財産)

- 第 39 条 この法人に、基本財産を設ける。
- 基本財産は、次の各号に掲げるものにより構成する。
    - 寄付金
    - 保証積立資産

#### (基本財産の維持および処分)

- 第 40 条 この法人は、基本財産の適正な維持および管理に努めるものとする。
- 基本財産は、これを消費し、または抵当権その他の物権のために供してはならない。
  - やむを得ない理由により基本財産の一部を取り崩す場合には、社員総会の承認を得なければならない。

#### (基本財産および保証基盤安定化積立資産の積み立ておよび取り崩し)

- 第 41 条 事業年度末において正味財産の増加額が生じたときは、次のとおり基本財産および保証基盤安定化積立資産に積み立てる。
- 保証債務の最高限度に対する事業年度末の保証債務の割合（以下「保証限度率」という。）が 75%より高い場合  
保証限度率が 75%となるまで正味財産の増加額を基本財産（保証積立資産）に積み立てる。残余の正味財産の増加額は保証基盤安定化積立資産に積み立てる。  
事業年度末における正味財産の増加額の全額を基本財産（保証積立資産）に積み立てても保証限度率が 75%を上回る場合は保証限度率を 75%とするのに必要な金額を保証基盤安定化積立資産から取り崩し、基本財産（保証積立資産）に積み立てる。
  - 保証限度率が 75%以下の場合  
事業年度末における正味財産の増加額の全額を保証基盤安定化積立資産に積み立てる。この場合、基本財産（保証積立資産）の取り崩しは行わない。
- 2 事業年度末において正味財産の減少額が生じたときは、保証基盤安定化積立資産を取り崩す。

#### (資産の運用)

- 第 42 条 この法人は、次の方法以外によりその金融資産を運用してはならない。
- 労働金庫連合会、労働金庫または理事会で決議した金融機関への預金（元本について損失が生じるおそれがある預金を除く）
  - 国債証券、政府保証債券、地方債証券（ただし、市場公募債に限る）の保有
  - 公社債投資信託の保有

#### (基金)

- 第 43 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
  - 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所および方法その他の必要な事項を理事会において別に定める基金取扱規程によるものとする。

#### (事業年度)

- 第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (事業計画および収支予算)

- 第 45 条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受け、定時社員総会に報告しなければならない。
- 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告および決算)

- 第 46 条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 5 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- 事業報告
  - 事業報告の附属明細書
  - 貸借対照表
  - 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号および第 4 号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 監査報告書
  - 会計監査報告書

#### (剰余金分配の禁止)

- 第 47 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

### 第 10 章 定款の変更および解散等

#### (定款の変更)

- 第 48 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

#### (解散)

- 第 49 条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### (残余財産の処分)

- 第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第 11 章 情報公開および個人情報保護等

#### (情報公開)

- 第 51 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を適正かつ適時に開示するものとする。
- 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

#### (個人情報保護)

- 第 52 条 この法人は、個人情報保護に万全を期すものとする。
- 個人情報保護に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

#### (公告の方法)

- 第 53 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。
- この法人の貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の公告は、前項にかかわらず、定時社員総会ごとにその終結の日後 5 年間を経過するまでの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

### 第 12 章 補則

#### (委任)

- 第 54 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

### 附則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この附則において「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特別民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- この法人の最初の代表理事は金子憲彦（理事長）および中島努（専務理事）、業務執行理事は百濟哲行（常務理事）および志賀直範（常務理事）とする。
- この法人の最初の会計監査人は新日本有限責任監査法人とする。
- この定款は、2024 年 6 月 28 日に一部変更し、同日から施行する。

#### 定款の変遷

2012 年 4 月 1 日	設置
2013 年 6 月 27 日	変更
2015 年 6 月 29 日	変更
2020 年 6 月 29 日	変更
2023 年 6 月 29 日	変更



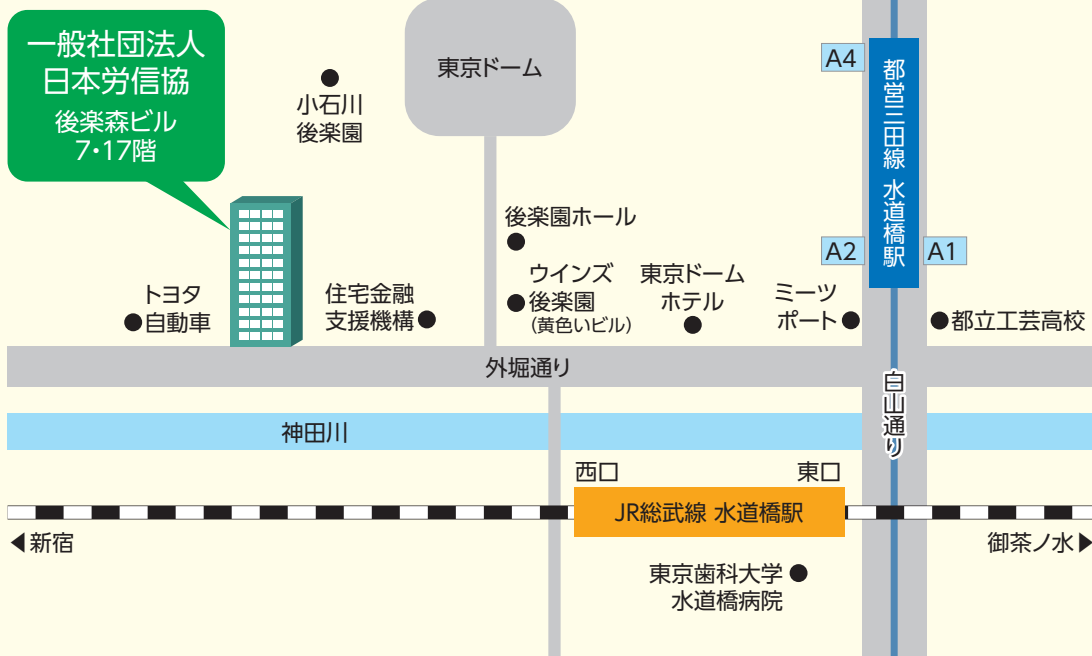
## 事務所のご案内

### ■ 一般社団法人 日本労働者信用基金協会

〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番14号 後楽森ビル7・17階  
TEL 03-3818-2811 (代)

● JR 総武線 水道橋駅  
西口より徒歩4分

● 都営三田線 水道橋駅  
A2出口より徒歩7分



お知らせ

設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本信協におけるSDGに關する取組み

2023年度決算報告

第8期中期経営計画総括

2023年度事業報告

第9期中期経営計画の概要

2024年度事業計画

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編



一般社団法人  
日本労働者信用基金協会(日本労信協)

〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番14号 後楽森ビル7・17階  
TEL 03-3818-2811(代)

ホームページアドレス <https://www.nihonroshinkyo.org/>

2024年7月発行